

新生「上田市」建設計画

平成 17 年 3 月	上田市・丸子町・真田町・武石村合併協議会
平成 28 年 3 月変更	上田市
平成 31 年 3 月変更	上田市

目次

I はじめに	4
1 建設計画策定の背景と目的	
2 計画策定の方針	
3 人口の見通し	
II 新市の概況	6
1 位置・地勢	
2 気候	
3 面積	
4 産業	
III 新市建設の基本方針	8
1 新しいまちづくりの視点	
(1) 行政まかせにしない住民主導のまちづくり	
(2) 小さな単位を大切にす一体的なまちづくり	
(3) 新市内外の様々な連携を広げ深めるまちづくり	
(4) 前例にとらわれない新しい考えで取り組むまちづくり	
(5) 自然を大切にす環境にやさしいまちづくり	
(6) 地域資源を生かした個性あるまちづくり	
2 まちづくり基本理念.....	10
(1) 自立と協働	
(2) 循環と交流	
(3) 創造と調和	
3 新市の将来像.....	12
日本のまん中 ^{なか} 人がまん中 ^{なか} 生活快適都市	
～水跳ね ^は 緑かがやき 空 ところ 晴れわたるまち～	
4 まちづくり基本方針.....	13
(1) 認め合い 自ら動き 個性きわだつ	
(2) 知恵集め 技術磨き ^{みが} 未来ひらく	
(3) 水跳ね ^は 緑かがやき 文化はぐくむ	
(4) 生活快適 住んでてよかった	
(5) 支え合い 健やかに ^{すこ} 女男いきいき ^{ひとひと}	
(6) 学び 育ち 人かがやく	

IV 新市の施策	14
1 重点施策.....	14
(1) 新たな自治の創造.....	15
(2) 少子高齢社会への環境整備.....	19
(3) にぎわいと交流の促進.....	23
(4) 安心・快適な生活基盤の整備.....	27
2 施策と主要事業.....	31
(1) 認め合い 自ら動き 個性きわだつ.....	32
(2) 知恵集め 技術磨き 未来ひらく.....	35
(3) 水跳ね 緑かがやき 文化はぐくむ.....	38
(4) 生活快適 住んでよかった.....	41
(5) 支え合い 健やかに 女男いきいき.....	44
(6) 学び 育ち 人かがやく.....	47
3 地域別整備の方針.....	50
(1) 上田地域.....	50
(2) 丸子地域.....	51
(3) 真田地域.....	53
(4) 武石地域.....	54
V 新市における長野県事業の推進	56
1 長野県の役割	
2 新市における長野県事業	
VI 公共的施設の適正配置と整備	58
VII 財政計画	59
1 歳入	
2 歳出	
3 財政計画	
資料編	63
資料1 上田市・丸子町・真田町・武石村合併協議会規約.....	64
資料2 上田市・丸子町・真田町・武石村合併協議会委員等名簿.....	67
資料3 上田市・丸子町・真田町・武石村合併協議に係る主な経過.....	68
資料4 用語解説.....	70

I はじめに

1 建設計画策定の背景と目的

道路交通網の整備に加え、携帯電話・インターネットなどの情報通信手段の著しい普及発達により、日常生活や社会活動の行動範囲は、市町村の区域を越えて飛躍的に拡大し、市町村の枠を越えた幅広い交流が展開されるようになっていきます。

地域や基礎自治体である市町村に目を向けると、少子高齢化の進展に代表される社会構造の変化や人口減少による地域活力の低下、また、地方分権の推進、厳しい経済情勢などを背景にした国・地方を通じた構造改革と制度改革の実施など、取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

このような状況において、市町村には、地方分権の受け皿となり自主性・自立性を高めていくこと、そして高度化・多様化・広域化した住民のニーズに迅速に対応できる体制を構築するとともに、安定した財政運営を維持していくといった、行財政基盤の強化が求められています。

また、地域の課題への確に対応していくためには、住民と行政の協働のもと、対等な立場で相互に補完し合いながら、住民自治をより強固なものにしていく必要があります。自らの地域を自らで良くしていこうという自立の精神を基調とした住民自治の取組は、同時に地域社会の個性となり、活力の創出につながることを期待されています。

以上のような背景により、上田市・丸子町・真田町・武石村の4市町村で構成する合併協議会では、分権型の市町村合併による新市の創造によって、それぞれの個性ある歴史・文化・活力を基礎とした地域全体の持続的発展を目指すために、この計画を策定しました。

2 計画策定の方針

■ (1) 計画の趣旨 ■

この計画は、任意合併協議会で策定した『上田市・丸子町・真田町・武石村新市将来構想』を受け継ぎながら、上田市・丸子町・真田町・武石村の合併に当たって、新市の一体性の速やかな確立を図り、住民福祉の向上や地域間の均衡ある発展に配慮することで、新市の建設を総合的かつ効果的に推進していくためのものです。

■ (2) 計画の構成 ■

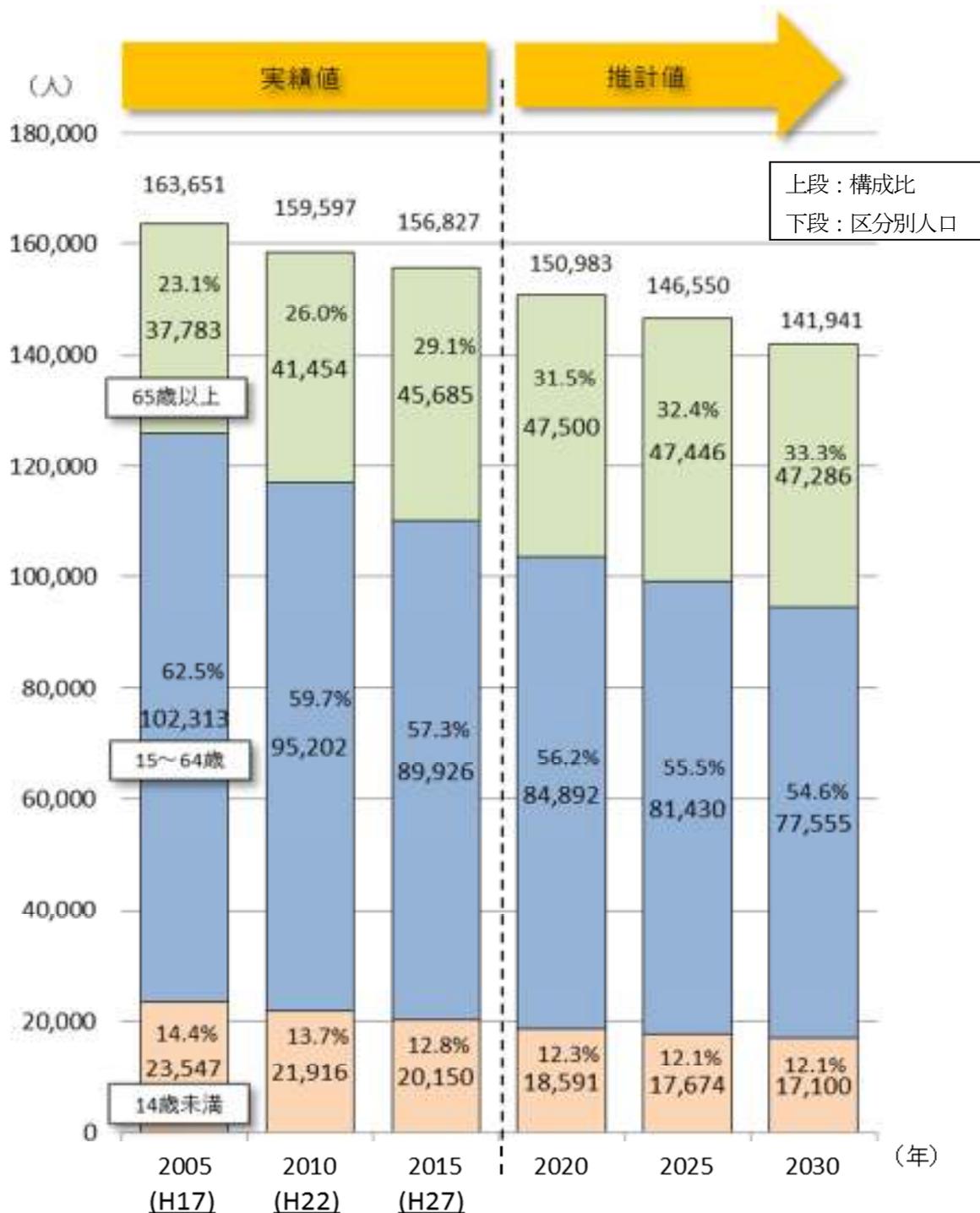
新市建設の基本方針、その基本方針を実現するための新市の施策、公共的施設の適正配置と整備、及び現在の情勢をもとに推計した財政計画を中心に構成します。

■ (3) 計画の期間 ■

この計画の期間は、合併に伴う財政支援措置等を考慮し、合併後おおむね20年間（2005年度（平成17年度）から2025年度まで）とし、その間に行う施策や財政計画等について記載しています。

3 人口の見通し

新市の2025年の推計人口は、約146,000人となります。2015年(平成27年)と比較すると総人口が約10,000人の減少、65歳以上人口が約2,000人の増加、65歳未満人口が約11,000人の減少となり、このような社会構造の変化に対応するため、これまでと違った新たな視点でのまちづくりが必要になってきます。



実績値は国勢調査。年齢不詳者を含むため各年人口と3区別人口の合計は一致しない。
推計値は上田市版人口ビジョン（平成27年10月策定）。

Ⅱ 新市の概況

1 位置・地勢

合併した場合の新市は、長野県東部に位置し、東京からは約190km（新幹線で90分、車で150分）、県庁所在地の長野市からは約40kmの距離です。

地域内には、佐久盆地から日本一の大河である千曲川（新潟県から「信濃川」）が流れ込み、地域を東西に通過、下流は長野盆地へと流れていきます。

本地域北側の菅平高原一帯は上信越高原国立公園に指定され、四阿（あずまや）山や烏帽子（えぼし）岳が位置しています。

南側は、八ヶ岳中信高原国定公園に指定され、美ヶ原高原をはじめ2,000m級の山々に囲まれ、豊かな自然環境を形成しています。

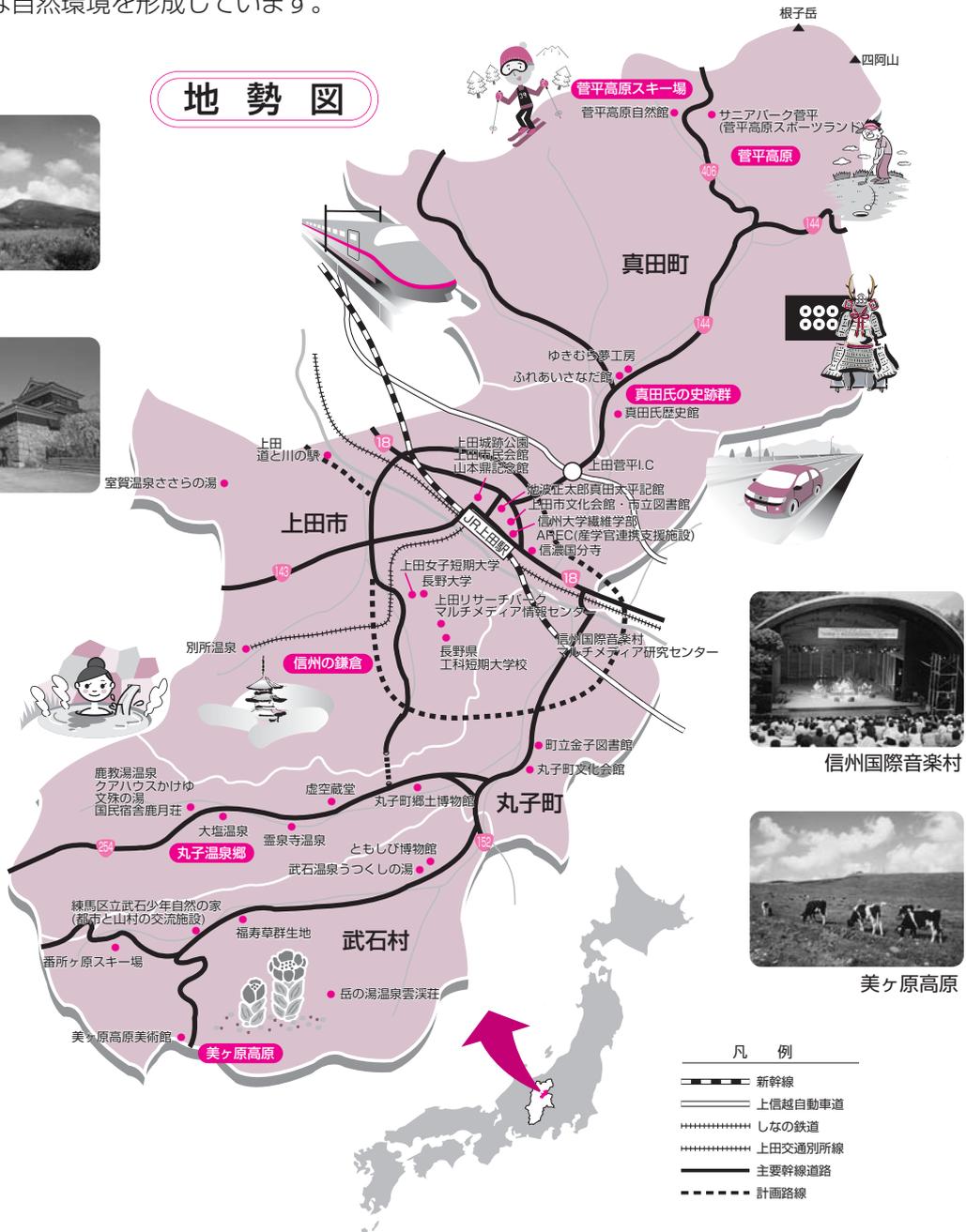
地勢図



菅平高原



上田城



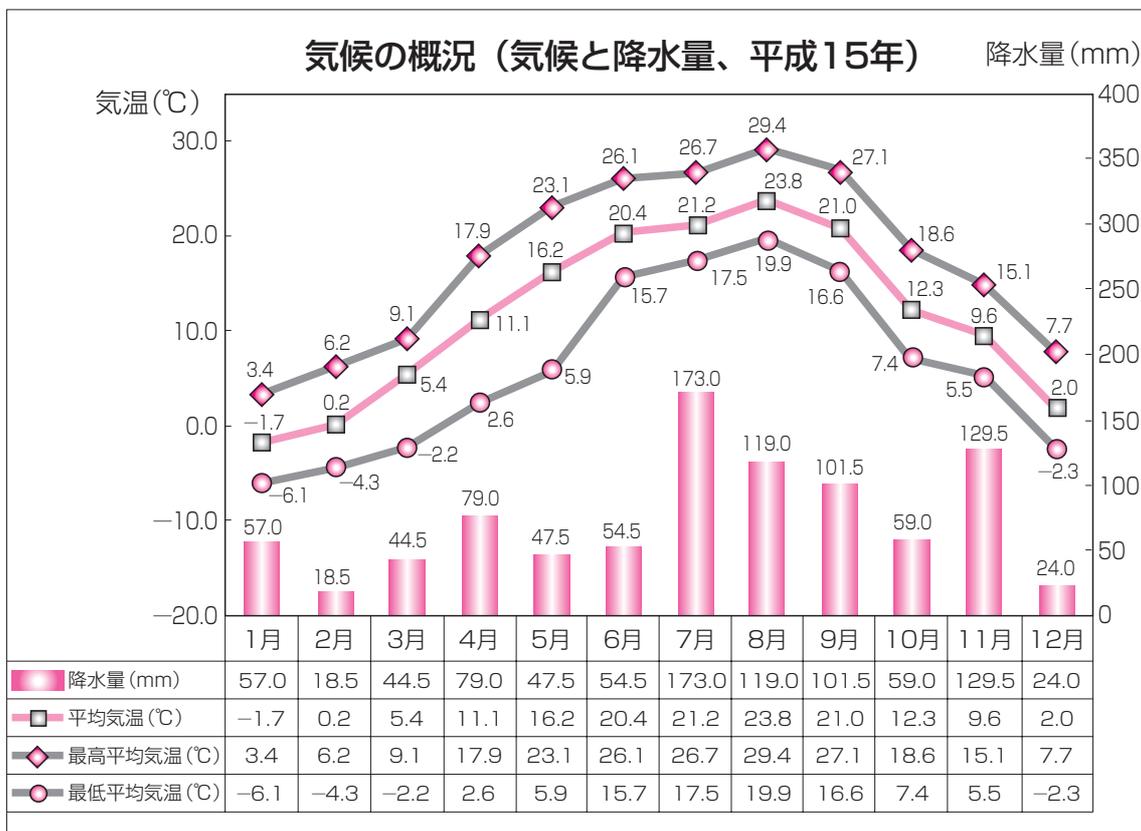
信州国際音楽村



美ヶ原高原

2 気 候

本地域の気候は、山岳部分を除けば、昼夜、また冬夏の寒暑の差が大きく、内陸性の特色のある気候です。年平均降水量は約900mm前後と、全国でも有数の少雨地帯であるため晴天率が高く、快適に暮らすことができる地域です。



資料：上田市気象連絡所「上田の気象年報」

3 面 積

合併した場合の新市は、東西約30km南北約40kmの縦長となり、合計の区域面積は552.00km²となります。また、上田・小県地域全体の面積の約61%を占めています。

4 産 業

平成12年国勢調査によると、合併した場合の新市の産業別就業人口は、構成比順に第3次産業が52%、第2次産業が40%、第1次産業が8%となっています。製造業では高度な技術を有する企業の集積が見られ、製造品出荷額は5,519億円（平成15年）となり、これは長野県で一番になります。

また、多様な産業が混在する地域であり、商業集積や温泉地・文化財・景勝地といった観光資源に恵まれ、特産物は、りんご・巨峰・ Lindow・高原野菜（レタス、はくさい）など多種にわたっています。

Ⅲ 新市建設の基本方針

1 新しいまちづくりの視点

合併を検討する背景となる課題を解決し、合併に期待する効果をより高めていくために必要なことを、新しいまちづくりの視点としてまとめました。

■ (1) 行政まかせにしない住民主導のまちづくり ■

合併に際して大切なことは、地域、コミュニティ(注1)のあり方について考えることです。これまでのような、行政主導によるまちづくりではなく、住民主導によるまちづくりを目指し、取り組んでいきます。

新市では、地域に暮らす住民の意見を行政へ反映させるために、行政情報のさらなる提供・開示を進めることが必要です。また住民は、行政サービスなどの受益と、納税などの負担のあり方を考えるとともに、それぞれが地域に対し何ができるかを考え、自ら実践することが重要となります。このような取組の中から真の住民自治が育まれていきます。

■ (2) 小さな単位を大切にす一体的なまちづくり ■

新市の活力をより高めていくためには、効率化を単に追求するだけでなく、コミュニティなど暮らしに根ざした小さな単位の特性を生かしたまちづくりを進める必要があります。特に地域のコミュニティを大切にしながら、広域的なまちづくりを進めていきます。

小さな単位の取組が互いにつながりを持ち、一体的な取組となって広がることで、新市の魅力はより高まり、全体の活力向上にもつながります。

■ (3) 新市内外の様々な連携を広げ深めるまちづくり ■

新市の発展は、地域の中で人・物・情報が循環する地域内循環を促進するとともに、地域外との交流を拡大することにより可能となります。新市内での広域的な連携と機能分担を進め、相乗・補完効果を高めるとともに、情報ネットワークを有効に活用したまちづくりを進め、様々な情報を共有・活用します。

例えば、地元で採れた農産物は地元で消費するという地産地消を推進することなどにより、地域内で経済が循環する仕組を促進していきます。また、異業種や大学との交流を深めながら、培ってきた各種産業や技術をさらに発展させることにより、地域の活力を高める必要があります。

地域経済の活性化には、温泉地などの観光地を拠点とした地域外との交流拡大も重要となります。かつての団体型の旅行ではなく、個人・小グループを中心とした交流も大都市の住民に望まれています。心こもった、人と人のふれあいのある交流を広げることにより、経済的な効果も期待できます。

(注1)「コミュニティ」

住民が共同体の意識を持って生活を営む一定の地域、あるいはその人々の集団。地域社会、共同体。

■ (4) 前例にとらわれない新しい考えで取り組むまちづくり ■

市町村合併は、現行制度の見直しや改善をする上で絶好の機会です。これまで継続して取り組んできた事業も見直し、住民にとって必要な公共サービスは何か、住民自治はどうあるべきかを改めて問い直します。

時代とともに変化する住民ニーズに的確に応えていくためには、定期的に制度を見直すとともに、住民の視点で本当に必要な事業を選別して、行財政の効率化を図ることが不可欠となります。

このような取組が、市町村合併という機会だけでなく、新市の将来において絶えず実施されていくまちづくりを進める必要があります。

■ (5) 自然を大切にできる環境にやさしいまちづくり ■

新市は、二つの高原や森林、里山、河川から成る、人々に様々な恵みを与えてきたすばらしい自然に囲まれた豊かな地域です。しかし、近年ゴミの不法投棄などにより自然環境を脅かす事態が生じています。この豊かな自然との関わりを大切にしていける取組を今以上に充実させるとともに、省資源化やリサイクル化を進め、環境にやさしい循環型社会の構築を図ります。

そのために、生活様式をこれまでの利便性優先の生活から、環境にやさしい生活へ変えていくなど、子どもたちの世代へ豊かな自然を引き継ぐための努力を重ねていく必要があります。

■ (6) 地域資源を生かした個性あるまちづくり ■

この地域には、宝物(注1)とも言える、歴史・文化・風土・産業などの分野における有形・無形の地域資源が数多くあります。これまで見過ごされてきた資源の発掘も含め、これら地域資源の特性を生かした個性のあるまちづくりを進めます。

これまでのような企業誘致や公共事業を中心とした地域振興ではなく、地域の資源を再認識し、最良の活用方法を発見することで、新市の発展につなげていきます。

(注1)「宝物」

ここでは、地域内にある施設や伝統行事といった目に見えるものだけでなく、温かい人情やふれあいの心といった、暮らしの中で住民一人ひとりが、その大小を問わず大切にしたいと思うものすべてを総称した言葉のこと。

2 まちづくり基本理念

「新しいまちづくりの視点」に立ち、新市がまちづくりに取り組む際の基本的な考え方を「まちづくり基本理念」として決めました。

(1) 自立と協働

- ・わたしたちが自ら考え行動し、地域の個性が光り輝く「自立」するまちをつくります。
- ・みんなで知恵を出し合い汗をかき、行動する住民・団体・企業・行政が「協働」するまちをつくります。

●住民の自立と協働

新市のまちづくりにおいては、公共サービスの受益と負担を考え、自らの責任と判断において住民自治を実践することにより、それぞれの個性を響かせ合いながら、住民が主人公のまちを目指します。

また、地域課題に対して、住民・団体・企業・行政が協働して取り組むまちを目指します。

●地域経済の自立と協働

地域資源を生かした産業構造の再構築により、自立した地域経済を目指します。

また、産業間や業種間での協働によって、地域経済の活性化を目指します。

●行政の自立と協働

自己決定・自己責任という地方分権の原則を遵守できるよう、行政が担うべき役割を見直し、的確な行財政運営により自立できる行政を目指します。

また、住民・団体・企業・行政の協働による地域運営を実現するため、行政に求められる様々なニーズに機敏に対応できる行政を目指します。

(2) 循環と交流

- ・新市の“人・物・情報”を共有・活用し、「循環」させながら活力を育み、新市を発展させていきます。
- ・新市の魅力を国内外へ力強く放ち、心ふれあう「交流」を深めながら、新市を発展させていきます。

●住民活動の循環と交流

地域の個性、新市全体の強みなどを認め合い、“人・物・情報”を共有・活用しながら、地域内で循環させることで、地域間相互の発展を目指します。

また、地域の魅力を国内外へ力強く放ち、地域外の住民との心が通じ合う交流を深めて、さらなる発展を目指します。

●地域経済の循環と交流

地産地消の取組や、地域内需要の拡大などを積極的に推進し、新市経済を活性化させていきます。

また、新市のブランド力を高め、県内他地域や、国内外に対して発信することでさらなる発展を目指します。

●地域運営の循環と交流

地域運営の主体となりうる住民・団体・企業・行政のネットワーク化を図り、新市内での連携を深め地域運営を実践していくことで、新市の発展を目指します。

また、新市外の地域との心ふれあう交流を深め、地域運営に反映させ、新市のさらなる発展を目指します。

(3) 創造と調和

- ・みんなが元気で、安心・快適に暮らせる持続可能な社会を「創造」し、新たな世代へ引き継ぎます。
- ・個人や地域の多様性を認め合い、自然環境や伝統との「調和」を大切にし、新たな世代へ引き継ぎます。

●生活環境の創造と調和

新市の住民が、互いを認め合い生きがいや豊かさを感じながら、快適に暮らすことのできる持続可能な社会を創造し、未来へ引き継ぎます。

また、貴重な自然や個性ある地域文化との調和を図り、環境にやさしい生活を目指します。

●地域産業の創造と調和

地域の産業資源を有効に活用しながら、新たな技術による産業の高度化と、産業創出を進めることで、地域産業のさらなる発展を目指します。

また、持続可能な社会を形成するため、貴重な自然や個性ある地域文化と調和できる地域産業を目指します。

●地域運営方式の創造と調和

将来予測される厳しい状況に適応し、住民・団体・企業・行政の総力でまちづくりに取り組むことができる、新たな地域運営方式の創造を目指します。

また、貴重な自然や個性ある地域文化に調和することのできる地域運営方式を目指します。

3 新市の将来像

基本理念を実現した新市の将来の姿を「キャッチフレーズ～将来像～」として表現しました。

日本のまん中 ^{なか} 人がまん中 ^{なか} 生活快適都市

～水跳ね ^は 緑かがやき 空 ^{なか} ところ 晴れわたるまち～

●日本のまん中 ^{なか}

合併によってその可能性を広げた新市が、長野県東部の中心都市として、国内外へ発信し続けることを表現しています。

また、上田市郊外に鎮座する生島足島神社 ^{いくしまたるしま} は、古くから「日本中央」と称されてきたほか、真田一族、自由大学、農民美術、蚕糸業、そして現在の先端技術産業や特産品、観光名所など、新市が様々な分野で国内外へ大きな影響を与え続けてきた地域であることも表現しています。

●生活快適都市

住む人、訪れる人が豊かで快適な時間を過ごすことができる空間を表しているものですが、それを支える経済的な豊かさや文化的な背景なしには成り立たない概念でもあり、そういった幅広い意味を込めて表現したものです。

●人がまん中 ^{なか}

文字通り「住民が主人公である」ということ。また、この地域で言う「ずく」（ものごとくに立ち向かう気力や勇気などを表す方言）を出して、自らの地域を自らで良くしていこうという自立の精神を基調とした、新市が根幹と考えるべき住民自治のあり方も表現しています。

●水跳ね ^は 緑かがやき 空 ^{なか} ところ 晴れわたるまち

緑豊かな森林など恵まれた自然環境を引き継ぎ、将来にわたって、すべての人が青空のような澄みきった心で時を過ごすまちであることを願い、表現したものです。

4 まちづくり基本方針

「まちづくり基本理念」を支える、新しいまちづくりへの取組テーマである「まちづくり基本方針」を、六つの柱として決めました。

(1) 認め合い 自ら動き 個性きわだつ

都市から農村まで、それぞれの地域特性と多様なコミュニティ活動を大切にし、個性が光り、自立の精神が宿る分権型社会を形成します。

(2) 知恵集め ^{みが}技術磨き 未来ひらく

地域の知恵・知識・資源を生かし、元気あふれる産業の振興と地域内循環型経済の構築を図ります。

(3) ^は水跳ね 緑かがやき 文化はぐくむ

菅平と美ヶ原の二つの高原、緑あふれる里山、清らかな水に育まれた自然環境と、独自の文化を創造した伝統を未来へ引き継ぎます。

(4) 生活快適 住んでてよかった

暮らしを円滑に結ぶ交通体系を築くとともに、安心・安全・快適な生活環境を実現します。

(5) 支え合い ^{すこ}健やかに ^{ひとひと}女男いきいき

先進的な生涯健康づくりをさらに高め、赤ちゃんからお年寄りまでみんなが実りある人生を送れるよう共に支え合います。

(6) 学び 育ち 人かがやく

子どもたちの生きる力を地域社会全体で育むとともに、学術研究都市機能を生かした、いつでも誰でも学べる環境を発展させ、新しいまちづくりを担う人間性豊かな人材を育成します。

IV 新市の施策

1 重点施策

新市の将来像を実現するため、六つの「まちづくり基本方針」を受けて数多くの施策を展開していきますが、その中で、特にリーディング・プロジェクトとして次の四つのテーマを設定し、重点的に取り組んでいきます。

(1) 新たな自治の創造

P15～

- ア. 地域自治センターが拓く分権型自治の仕組^{ひら}
- イ. 市民活動の促進と担い手の育成

(2) 少子高齢社会への環境整備

P19～

- ア. 安心して子育てができる環境整備
- イ. 健康でやすらぎある暮らしの支援

(3) にぎわいと交流の促進

P23～

- ア. にぎわいの源泉づくり
- イ. 循環と交流による産業の新たな挑戦

(4) 安心・快適な生活基盤の整備

P27～

- ア. 新市の一体感を形成する交通体系の整備
- イ. 安心・快適に暮らせる地域社会の創造

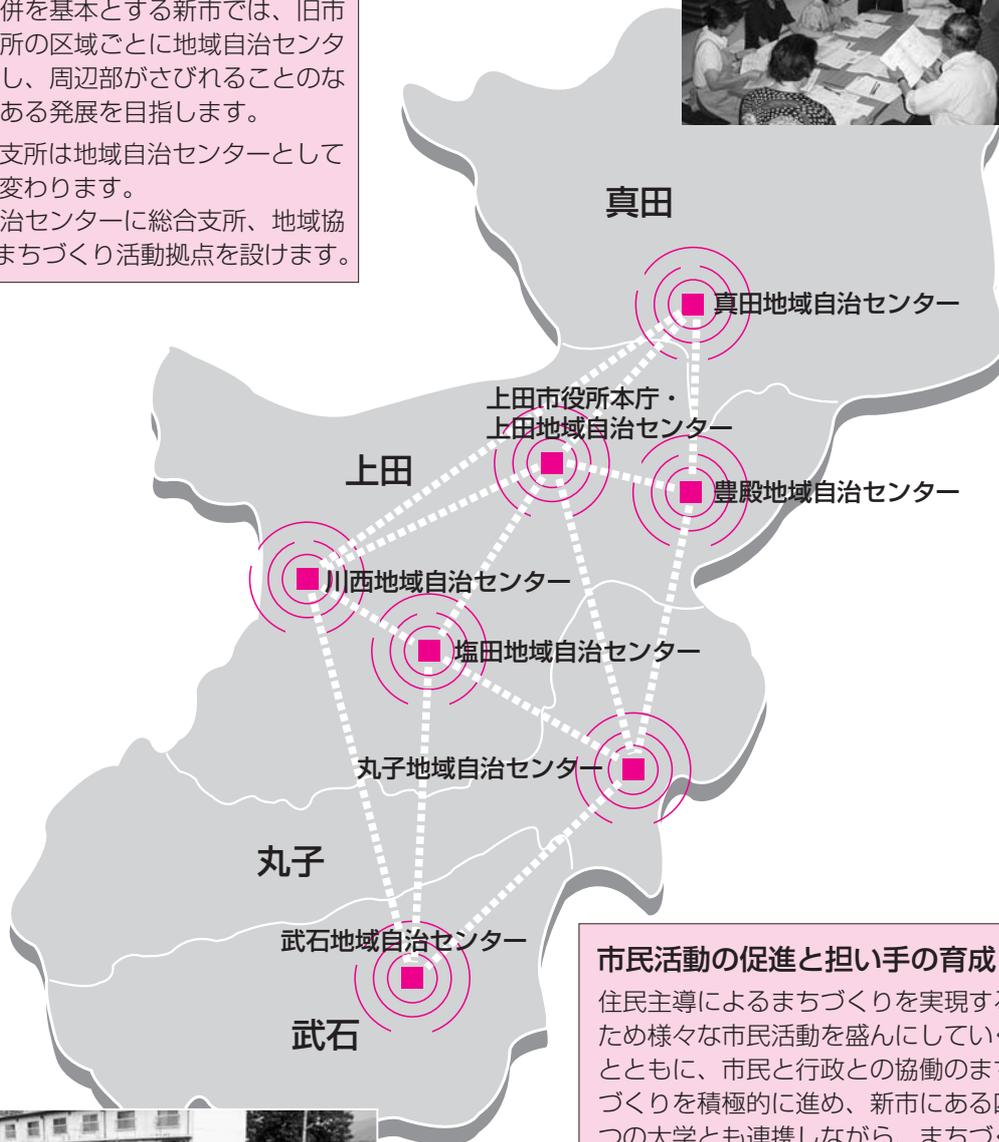
■ (1) 新たな自治の創造 ■

住民と行政が一緒になって地域をつくっていくことが重要になっています。これに対応する新たな自治の仕組みと交流の場を創造し、地域住民の知恵やエネルギーを注ぐことによって、住みやすい新市や地域の形成につなげていきます。

地域自治センターが拓く 分権型合併の仕組

分権型合併を基本とする新市では、旧市町村や支所の区域ごとに地域自治センターを整備し、周辺部がさびれることのない、均衡ある発展を目指します。

- ・ 役場・支所は地域自治センターとして生まれ変わります。
- ・ 地域自治センターに総合支所、地域協議会、まちづくり活動拠点を設けます。



市民活動の促進と担い手の育成

住民主導によるまちづくりを実現するため様々な市民活動を盛んにしていくとともに、市民と行政との協働のまちづくりを積極的に進め、新市にある四つの大学とも連携しながら、まちづくりの担い手を育成していきます。

- ・ 地域自治センター併設機能（コミュニティーセンターなど）の検討
- ・ 大学との連携による公開講座の開催など
- ・ 住民自治区の設定、地域自治センターを中心とした自治区運営の支援体制整備 等



ア. 地域自治センターが拓く分権型自治の仕組^{ひら}

分権型合併を基本とする新市では、旧市町村や支所の区域ごとに新たな自治の拠点となる地域自治センターを整備するとともに、住民の主体的な活動を支える効率的な組織と制度によって、新たな自治の仕組を創造していきます。

① 地域自治センターの整備

- 丸子・真田・武石については、役場庁舎を地域自治センターとします。地域自治センターは、住民に身近な業務のほとんどを行ったり、地域振興や防災など、地域課題に対応する業務を行います。
- 地域自治センターは生涯学習や地域福祉などの住民に必要な施設を配置するほか、住民自治の推進やコミュニティ活動の拠り所となる施設を設け、その育成と支援を行います。
- 上田については、地域自治センターを市役所に設置するとともに、支所のある地域にも設置し、必要な整備を行います。

② 総合支所による業務展開

- 地域自治センターに総合支所を置き、住民に身近な事務やサービスのほとんどを行うことで、ワンストップ・サービス(注1)の実現を図ります。
- 電算システムの統合により、地域自治センターで住民票をはじめ各種証明書の交付を受けることができ、また、居住地と離れた勤務先近くにある地域自治センターでの交付も可能となるなど、利便性が向上します。

③ 地域協議会の設立

- 地域住民の要望の把握や地域課題解決のための住民組織として、地域自治センターに地域協議会を置きます。
- 地域協議会では、地域住民等の意見や要望を集約して行政に反映させるほか、地域の重要事項の決定に意見を述べるとともに、地域振興計画を策定し、住民と行政との協働を進めながら住民自治の充実を図ります。

(注1)「ワンストップ・サービス」

1ヶ所で業種や管轄の異なった複数のサービス利用や手続きなどが行えることを指す。

イ. 市民活動の促進と担い手の育成

新市では、住民主導によるまちづくりを実現するため、様々な市民活動を盛んにしていくとともに、市民と行政との協働のまちづくりを積極的に進め、新市にある四つの大学とも連携しながら、まちづくりの担い手を育成していきます。

① 市民活動の促進

- 自治組織やNPO(注1)などの団体、さらにボランティアや地域の住民一人ひとりが知恵を出し、汗を流しながら地域づくりに取り組むとともに、ときには地域を越えた活動となることが、地域や新市の発展に当たり重要です。このような活動を支援するため、地域自治センターでは、その拠り所となる施設をセンター内に設け、住民や活動する団体による住民自治の実践の場とし、多様な市民活動を支援していきます。
- 市民活動は、自らの責任と判断によって展開されていきます。新市では、市民活動を促進し支援するための仕組みづくりや、地域の集会施設の整備といった形でこれを支援していきます。



市民活動（花作り）

② 協働のまちづくり

- 地域課題を適切に解決していくためには、それに向けて行動する市民・団体・企業・行政が役割分担をしながら取り組む「協働」が必要になってきます。新市においては、各地域・分野において協働を作り出すことで、活力ある地域社会を作っていきます。
- 協働のまちづくりを進めるため、担い手となる市民や行政職員が相互に学び、協働のためのルール作りといった環境整備を行っていきます。

③ 大学との連携による生涯学習と地域振興の推進

- 大学と新市が連携することで、市民公開講座などの生涯学習プログラムを展開するほか、まちづくりに携わる市民を育成していきます。
- 大学と新市が相互発展を目指す中で、地域振興や新市の運営に、大学の貴重な知的資源と若者のエネルギーが注がれ、まちへ若者が集まることによるにぎわいのあるまちづくりを目指します。

(注1)「NPO」
Non Profit Organization の略で、継続的・自発的に社会活動を行う、営利を目的としない民間の活動団体。

新市で実施(検討)する主な事業

ア. 地域自治センターが拓く^{ひら}分権型自治の仕組

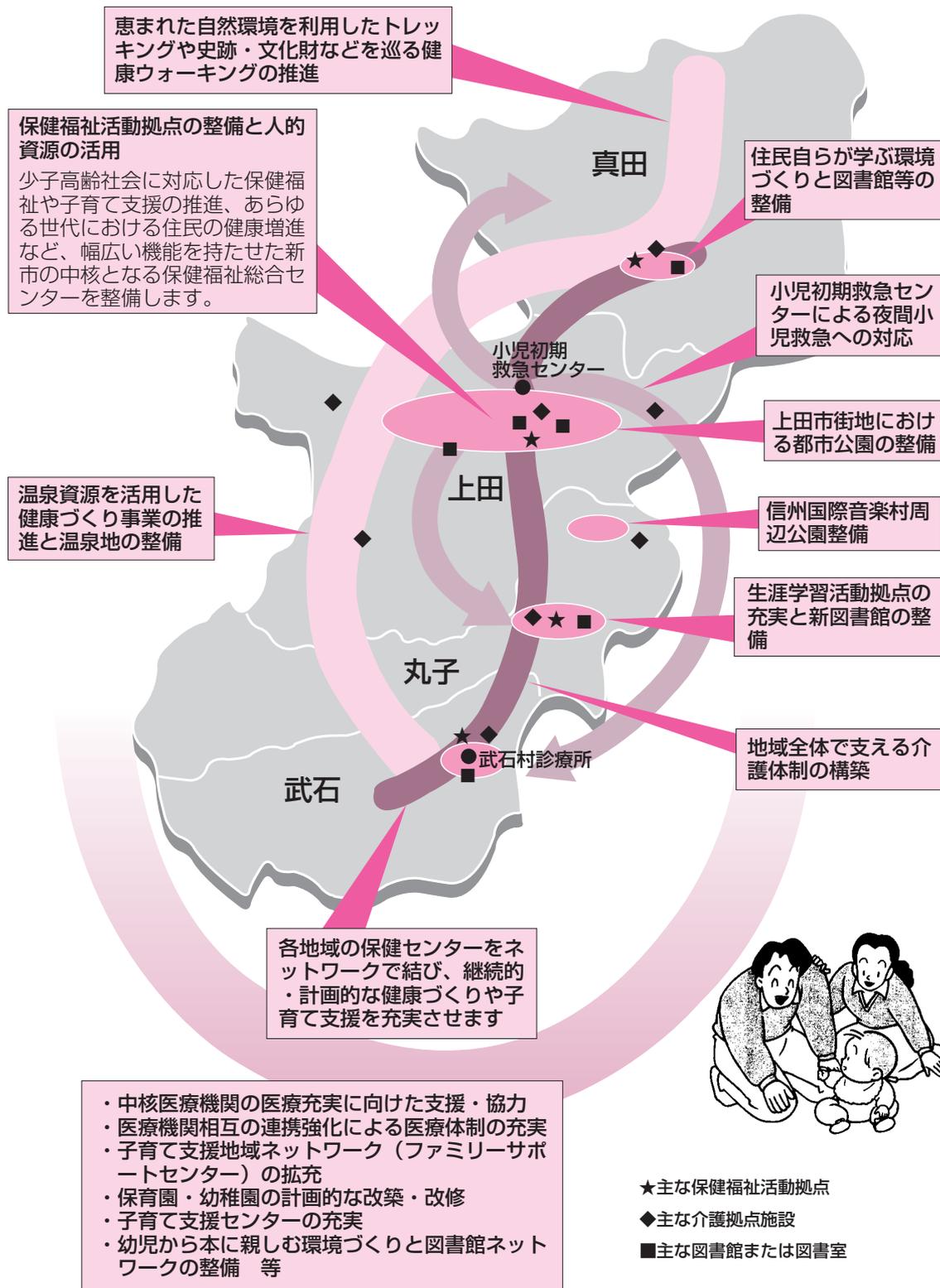
- ・ 地域自治センターの整備
- ・ 地域自治センターなど必要な庁舎の改修・整備
- ・ 地域自治センターにおける総合支所機能の充実
- ・ 地域協議会の設置による地域住民の要望把握や地域課題についての協議
- ・ 地域協議会による地域ごとの振興計画の策定
- ・ 電算システムの統合その他行政事務のOA化による住民サービスの向上
- ・ 目標管理制度導入などによる行政職員の意識改革と政策立案能力の向上

イ. 市民活動の促進と担い手の育成

- ・ 地域自治センター併設機能（拠点施設：コミュニティセンター、図書館、福祉センターなど）の検討
- ・ 住民自治に関する基本原則をルール化する（仮称）住民自治基本条例の検討
- ・ 地域の集会施設整備促進
- ・ （仮称）住民自治区の設定、地域自治センターを中心とした自治区運営の支援体制整備
- ・ 住民自治組織の設立促進
- ・ 市民協働に関する市民と行政との共通ルールとなる指針（市民協働指針）の策定
- ・ 大学と新市との連携による公開講座の開催
- ・ 学生議会や、街並み景観形成活動、地域福祉活動への参加など、学生や研究者による継続的な市政及び地域活動参加の促進
- ・ グループ交流や研修機会の拡充などによる地域リーダーの育成

■ (2) 少子高齢社会への環境整備 ■

少子化は、地域活力維持に深刻な影響を与えます。また、高齢化の急進は、これを支える仕組みを作ることを必要としています。このような課題に対し、子育てに夢や希望が持てる社会、そして健康でやすらぎのある生活を、地域住民の知恵とエネルギーを結集することによって実現していきます。



ア. 安心して子育てができる環境整備

保健、医療、教育など各分野の連携により、出産から育児までの子育て支援の充実に取り組むほか、安心して子育てができるよう、地域ぐるみで子どもたちを育成する環境を整えていきます。

① 子育て支援サービスの展開と拠点施設整備

- 住民相互の子育て支援制度であるファミリーサポートセンターなど、地域住民の力で支えることのできる子育て支援体制を構築していきます。
- 夜間における子どもの急な病気に対応するための小児初期救急センターを運営するほか、病後時一時預りなどの出産育児支援を行うことで、出産や子育てに対しての新市全体の安心感を高めるとともに、相談窓口の充実に取り組んでいきます。
- 子育て支援や母子保健、乳幼児健診などを身近な場所で行えるよう、地域ごとの拠点施設を充実させるとともに、子育て支援策の全市的な展開を図るための中核的な機能を、保健福祉総合センター（次頁参照）に整備します。
- 子育てと仕事の両立などの多様なニーズに合わせて保育サービスを充実させるとともに、地域の子育て支援拠点として子育て支援センターの機能を充実させます。
- 勤務先近くの保育園を選択するなど、合併によって選択肢も広がってきます。園児数の変動を見極め、老朽化している保育園や幼稚園の改築・改修を計画的に実施します。

② 子育て環境の充実

- 仕事と子育ての両立の負担感や子育ての負担感を緩和・除去していくため、男女共同参画社会の形成に取り組みます。また、子どもの人権を尊重する社会風土の醸成などについて取り組んでいきます。
- 学校教育の充実を図るとともに、学校施設の計画的な改築や改修を進めていきます。併せて児童館や放課後児童クラブなどを整備し、これらを利用した放課後児童対策を推進していきます。
- 子どもたちが遊びや冒険から勉強以外の大切なことを無意識のうちに学ぶ機会が少なくなってきたおり、これに対応するため、自然や文化、スポーツなど、各地域の特性を生かしながら、様々な体験学習の機会を創出します。また、地域ぐるみで子どもたちを育成し、犯罪から守るための取組を進めていきます。
- 上田の市街地における都市公園や、文化振興の拠点となっている信州国際音楽村の周辺公園、さらに身近な里山などを整備することで、子ども同士の自主的な活動や世代間・地域間交流などができる環境を整えていきます。
- 千曲川左岸・依田窪地域における図書館として丸子へ、右岸・真田地域の図書館として真田へ図書館を整備することで、新市の市民が幼児から本に親しむ環境を作っていきます。また、図書館ネットワークを通じて上田の図書館や情報ライブラリー、公民館等の図書室とも連携することによって効率的な運営を図っていきます。

Ⅰ. 健康でやすらぎある暮らしの支援

だれもが安心していきいきと暮らせるような環境を、地域の様々な団体と行政との協働により整備するとともに、あらゆる世代における生涯健康づくりに取り組んでいきます。

① いつまでも、どんな状況でも生きたいと思える社会づくり

- 高齢者が様々な世代との交流を図る中で、地域社会での役割を感じられるような、生きがいと健康づくりの場を整備します。
- 配食サービスや、バリアフリー（注1）への住宅改修の助成など、生活の根幹に係わる部分の支援を行うほか、自治組織、NPO、さらに医療機関や福祉団体と行政との連携強化による複合的なサービスを提供していきます。また、公共交通機関の確保や民間医療機関の偏在にも配慮し、それぞれの地域で安心して暮らせる体制づくりを目指します。
- 障害者の就業支援施設や共同作業所を整備し、地域との連携を図りながら障害者の社会参加や就業ができるよう支援していきます。

② あらゆる世代の健康づくり支援

- 赤ちゃんから高齢者まで、あらゆる世代に対応できる保健と福祉の総合的なサービスを提供するための、基幹的な保健福祉総合センターを整備し、各地域の保健センター等とのネットワーク化を図りながら、健康づくりや子育て支援、さらに在宅介護支援を充実させていきます。
- 近年の急速な高齢化による要介護者の増加や、小児の肥満症など生活習慣病の増加といった状況を背景に、生涯を通じた健康づくりの必要性が高まっています。そのために、地域のスポーツクラブなどで行った身体測定や体力テストの結果を通信回線を通じてコンピュータに蓄積し、結果を分析した上で個別に健康づくりや栄養の指導をする仕組（ヘルスプロモーション事業）を、保健福祉総合センターを中心に展開していきます。また、地域内に数多く点在する温泉やスポーツ施設を活用した健康づくり活動を推進します。
- 中核医療機関への支援・協力体制を整えるとともに、医療機関相互の連携強化や救急医療体制の確立など、医療供給体制の充実を図ります。
- こころの健康に関する、健康教育や健康相談などによる対策の強化と支援体制の充実を図ります。
- 公民館活動と保健福祉活動との連携によって、生涯健康づくり活動を支援していきます。

③ 自然など地域特性を生かしたスポーツ活動の促進

- 健康づくりには、スポーツ活動が大きなウエイトを占めることから、いつでも、どこでも、だれでもスポーツができることを目指し、総合型地域スポーツクラブ（注2）の設立や体育施設の整備などによって、地域ぐるみの世代を超えたスポーツ活動を促進します。
- 菅平高原や美ヶ原高原など恵まれた自然環境を利用したトレッキング（注3）や、史跡や文化財などを巡る市街地ウォーキングを通じて、健康づくりや地域の魅力を発見する活動を進めていきます。

（注1）「バリアフリー」

建物内の段差など日常生活にとって障壁となるものを取り除き、生活をしやすいこと。

（注2）「総合型地域スポーツクラブ」

子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現することを目的に設立する地域住民主導型のスポーツクラブの総称。

（注3）「トレッキング」

高山の山麓（さんろく）を徒歩で旅行すること。山歩き。

新市で実施(検討)する主な事業

ア. 安心して子育てができる環境整備

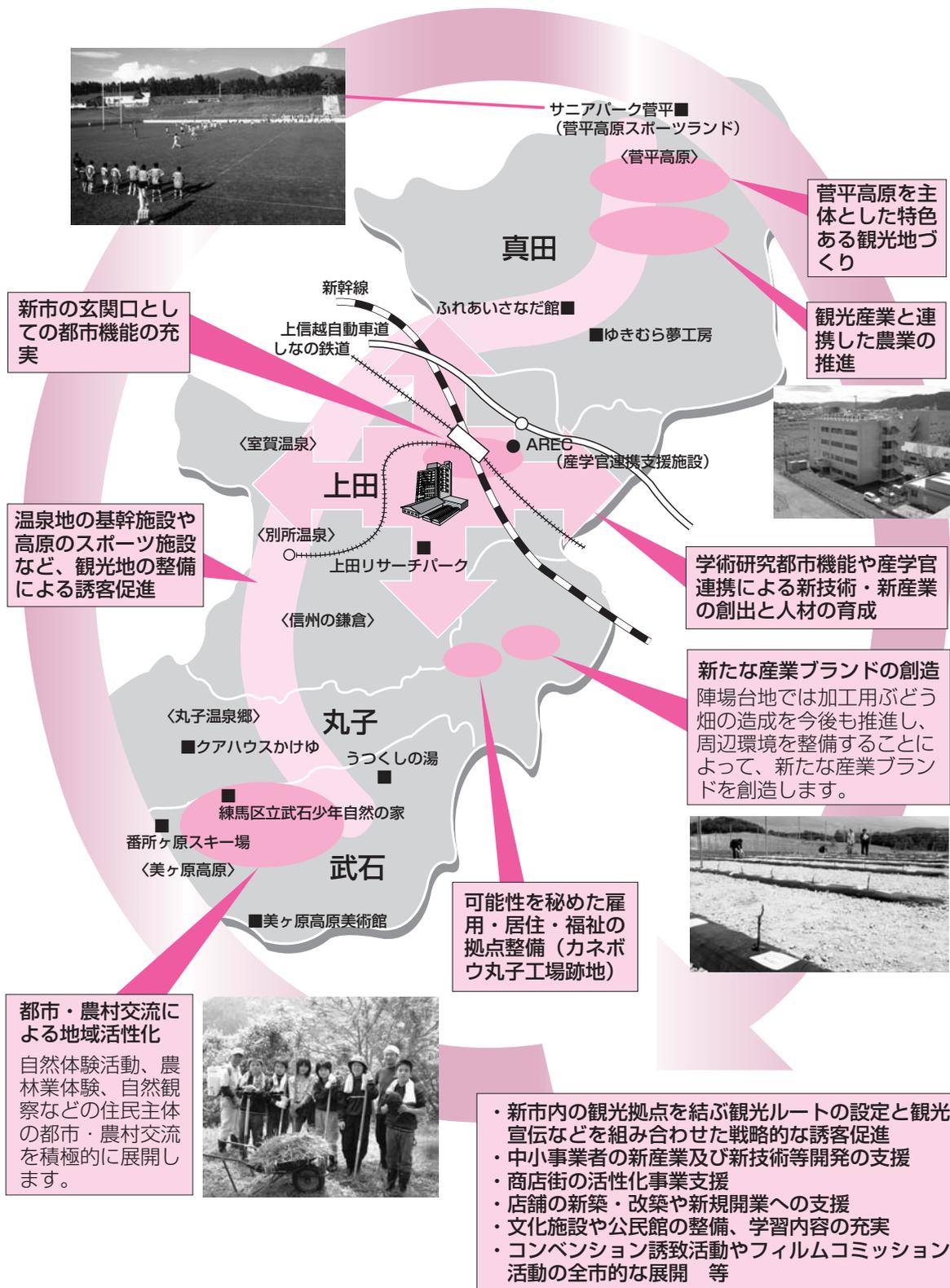
- ・ ボランティアを中心とした子育て支援地域ネットワーク（ファミリーサポートセンター）の拡充
- ・ 小児初期救急センターの運営による夜間における子どもの急病への対応
- ・ 地域の子育て支援拠点である子育て支援センターの充実
- ・ 児童館や放課後児童クラブなどの整備による放課後児童対策の推進
- ・ 保育園・幼稚園の計画的な改築・改修
- ・ 学校施設や学校給食センターの計画的な改築・改修
- ・ 学校活動と地域活動（奉仕活動や体験活動など）が融合する取組の促進
- ・ 都市公園や身近な里山の整備による世代間・地域間交流の促進
- ・ 丸子及び真田への図書館整備と図書館ネットワークによる全市的な施設連携

イ. 健康でやすらぎある暮らしの支援

- ・ 障害者の社会参加を促進するための就業支援施設や共同作業所の整備
- ・ 基幹的な保健福祉総合センターの整備と各地域の保健センターとのネットワーク化による保健福祉サービスの展開
- ・ ヘルスプロモーション事業による総合的な健康づくり支援体制の整備
- ・ 多種目かつ多世代で構成される総合型地域スポーツクラブの組織化
- ・ 若者や世代間交流など、地域のニーズを踏まえた体育施設の整備と施設情報の提供
- ・ 温泉資源を活用した健康づくり事業の推進と温泉地の整備
- ・ 介護保険や国民健康保険など、合併による基盤の強化、充実

■ (3) にぎわいと交流の促進 ■

産業面での地域間競争が激化していくことが予想されます。このような状況に対応していくため、新たな枠組と交流による相乗効果をあげることで、産業振興を軸に新市を活性化させ、にぎわいを創出していきます。



ア. にぎわいの源泉づくり

温泉・高原・史跡など多彩な地域資源の活用、まちの顔となる活気ある商店街づくり、人・物・情報の流れを促進するコンベンション(注1)の誘致などによって、新市内の各地に「にぎわいの源泉」づくりを進めていきます。

① にぎわいの源泉づくり

- 上田地域を中心に進められてきた、人・物・情報の流れを促進するコンベンション(注1)誘致活動やフィルムコミッション(注2)活動、そして丸子で力を入れてきた国際交流活動や真田・武石を中心に展開されてきたグリーンツーリズム(注3)による都市と農村との交流など、これまで住民が中心になって支えてきた「にぎわいの源泉」とも言える取組があります。合併を機会にその活動領域を広めるとともに、新たな「源泉」開拓に取り組むことで地域住民のいきいきとした活動を促進し、交流人口を増加させていきます。
- まちの「顔」となる魅力ある商店街を形成するとともに、商店街が新たな「にぎわいの源泉」となり、交流の舞台となるような取組を推進していきます。併せて、空き店舗解消を目指した新規開業希望者の誘致や、店舗充実への支援を進めていきます。
- にぎわいの源泉を、住民一人ひとりが掘り起こし、活用できるよう、地域自治センターや公民館などで地域おこしの学習・実践を促進します。

② 新市のブランド力向上と情報発信の拡大

- 別所温泉や丸子温泉郷などの名湯、スポーツリゾートとして有名な菅平高原や大都市・農村交流の舞台となってきた武石村/番所ヶ原など、既存の観光資源に磨きをかけ、充実させていきます。また、かつての蚕都であった新市に点在する近代化産業遺産などを、新たな観光資源として住民一人ひとりが再認識し、これらを活用・ネットワークすることで、新市のブランド力を高めていきます。
- 歴史的な街並みや史跡の修理・修景を行うとともに、ウォーキングなどを通じて優れた地域景観の保全・育成活動を展開し、「新市の風格」づくりに取り組みます。
- 合併によって拡大する情報発信力と新市内の観光地間の連携によって、効果的な観光宣伝に取り組みます。
- 新市のブランド力を高めることにつながる住民や団体などの活動が広がるよう、情報提供や交流の場づくりなどの支援をしていきます。

(注1)「コンベンション」
各種の大会や会議のこと。上田には「上田コンベンション協会」があり、コンベンションの主催者に対し、会場の紹介など各種の支援を行ってきた。

(注2)「フィルムコミッション」
映画、テレビドラマ、CMなどの撮影を誘致し、実際の撮影を円滑にするための非営利公的機関のこと。

(注3)「グリーンツーリズム」
都市生活者が農村で滞在型の余暇を過ごす旅行形態のこと。

Ⅰ. 循環と交流による産業の新たな挑戦

地産地消などの地域内循環型経済の構築、農産加工品を通じた新たなブランド開拓や新産業・新技術に挑戦する環境整備など、循環と交流を促進することで地域経済の潜在的な活力を引き出していきます。

① 新産業・新技術の開発促進

- 産学官連携支援施設（AREC）を通じた大学と企業の共同研究開発や、地場企業に対する既存技術の高度化に向けた技術指導・助言を促進します。
- 中小事業者による新分野への挑戦や新技術の開発を支援し、新たな事業化に結びつけるための環境を整備します。
- 県内一の工業集積力を背景に、新市の企業や技術力をPRするとともに、セミナーや交流会を通じて、情報交換や技術力の向上を目指します。
- 企業の人材育成を支援するとともに、Uターン、Iターン(注1)などによる優秀な労働力の確保と定着を促進します。
- 技術力の一層の向上や質の高い労働力の確保、さらに道路などの社会資本整備といった地域の総合力を高めることを背景に、整備されている工業団地へ企業や研究機関を誘致し、雇用環境の改善と経済活動の発展を図ります。



長野県工科短期大学校

② ブランド農産物の開拓、保護・育成

- 花卉や高原野菜など、産地や呼称が広まっているいわゆるブランド農産物の保護・育成を進めるとともに、丸子の陣場地区で始まった高級ワイン用ぶどう栽培など農産加工品を通じた新たなブランド開拓も視野に入れ、企業を含めた多様な農業の担い手を育成します。

③ 地産地消の推進

- 地域住民が中心となる生産者と消費者をつなぐ活動「地産地消」を推進するため、上田地域で地産地消推進施設を整備するなど、直売所や農産加工施設等の整備を進めます。
- 学校給食などへの食材供給を中心とした地場農畜産物の循環システムを構築するほか、観光産業とも連携した特産品開発や農畜産物の販路開拓などを促進します。
- 商工団体、観光団体、農業団体などが、地域自治センターごとに協力しながら、新市全体の産業振興や地産地消に発展するよう働きかけます。

(注1) 「Uターン、Iターン」

Uターンは生まれ育った地域から進学や就職などによりいったん地域外に出て生活をして再び地域に戻ることを。

Iターンは出身地にかかわらず、住みたい地域に移り住むこと。なお、ここでいうIターンは地域外から優秀な人材を地域に呼び込むということ。

新市で実施(検討)する主な事業

ア. にぎわいの源泉づくり

- ・ コンベンション誘致活動やフィルムコミッション活動の全市的な展開
- ・ 国際交流団体の連携による国際交流イベントの開催
- ・ 子どもたちの体験型学習や、体験型観光の受入れ体制整備によるグリーンツーリズムの振興
- ・ 商店街の活性化事業支援
- ・ 店舗の新築・改築や空き店舗での新規開業に対する支援等
- ・ 歴史的な街並みの修理・修景事業
- ・ 温泉地の基幹施設や高原のスポーツ施設整備など観光地の整備による誘客促進
- ・ 新市内の観光拠点を結ぶ観光ルートや散策ルートの設定と観光キャンペーンの展開
- ・ 公民館の改修、学習内容の充実
- ・ 文化施設の整備

イ. 循環と交流による産業の新たな挑戦

- ・ 産学官連携支援施設による大学と企業の共同開発の推進、既存技術の高度化に向けた技術指導の促進
- ・ 長野上田知的クラスター創成支援事業(注1)を活用した、ナノテクノロジー(注2)分野など次世代産業の育成支援
- ・ 中小事業者の新産業及び新技術等開発の支援
- ・ 工業メッセ(見本市)の開催による企業のPR及び技術交流
- ・ 土地改良、水利施設、農道など農業基盤整備の促進
- ・ 高級ワイン用ぶどうなど加工用農産物等栽培のための農地集約・再生事業
- ・ 地産地消推進施設や直売所、農産加工施設等の整備
- ・ 学校給食や福祉施設への地場農畜産物の供給システム構築

(注1)「知的クラスター創成支援事業」

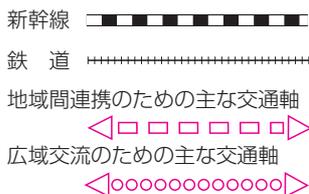
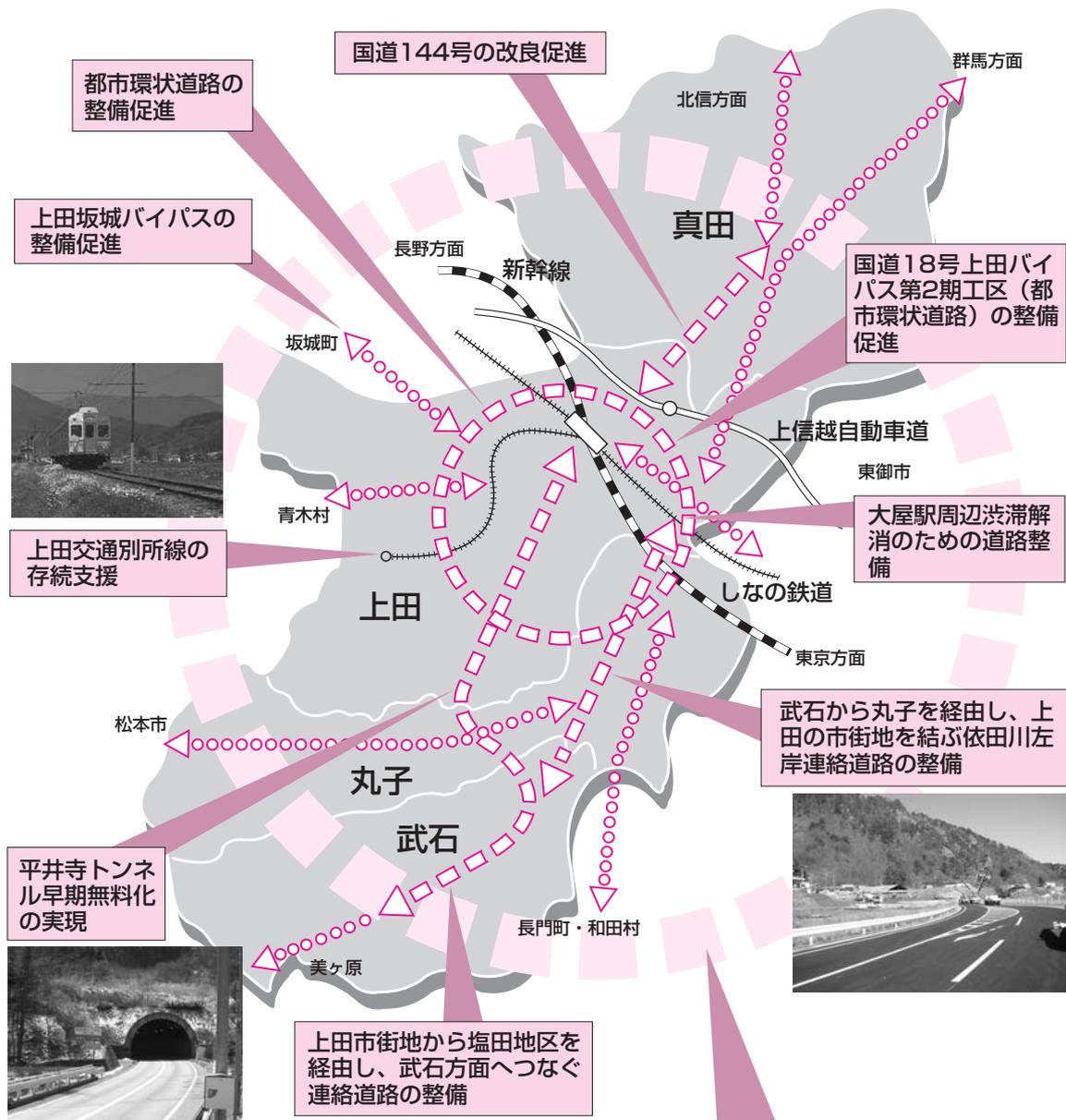
地域の大学や研究機関の知的連携により、国際的競争力のある新産業や新技術を創出するシステムのこと。一つひとつの小さな連携がぶどうの房の様に大きなかたまりに育つ(クラスター)という意味が込められている。

(注2)「ナノテクノロジー」

10億分の1メートルの領域で進められるものづくり。ITなど様々な産業分野と融合することで、新しい素材や技術が誕生することが期待されている。

■ (4) 安心・快適な生活基盤の整備 ■

経済活動や交流が活発化し、住みやすさを追求するための道路交通環境や生活環境の整備が必要です。新市の住民が、交流を深める中で一体感を持ち、安心と快適さを感じながら地域で暮らしていけるよう、生活基盤を整備していきます。



- ・地域内の交通渋滞解消や救急・防災対策のための道路整備構想である「上小30分(サンマル)交通圏構想」の実現
- ・国・県道の整備促進
- ・公共交通の路線の再編と利用促進
- ・新市全体を広域的に結ぶ循環バス運行の検討
- ・自主防災組織及び防犯組織の整備
- ・広域消防及び消防団の資・機材整備
- ・広域連合による資源循環型施設の整備促進
- ・新エネルギー導入や雨水貯留設備の普及などによる循環型社会の形成
- ・公共・特環下水道事業等による下水道の普及
- ・若者等定住促進のための住宅整備 等

ア. 新市の一体感を形成する交通体系の整備

都市として一体感のある快適な生活基盤を形成するため、新市内のどこからでも軽快に人や物が移動でき、新市外との交流も促進できるよう、安全にも配慮した交通体系を整備していきます。

① サンマル 上小30分交通圏構想の実現と国県道の整備促進

- 地域内の交通渋滞解消や救急・防災対策のための道路整備構想である「上小30分交通圏構想」(注1)の実現を目指します。
- 自治センター間連絡道路として、大屋駅周辺渋滞解消のための道路や、武石から丸子を經由し上田を結ぶ依田川左岸連絡道路を整備するほか、上田市街地から塩田地区を經由し武石方面へつなぐ連絡道路などを整備し、関連国・県道の整備を国・県に働きかけていきます。また、平井寺トンネルの早期無料化や、真田と上田を結ぶ国道144号の改良、さらに上小30分交通圏確立のための都市環状道路など新市として一体感を持てるような国・県道の整備を国・県に働きかけていきます。
- 近隣市町村への連絡道路として、佐久方面と結ぶ千曲ビューラインの交通量増加に対応した整備などを行います。また、坂城町や東御市を結ぶ国道18号、依田窪南部と結ぶ国道152号、松本市と結ぶ国道254号、そして北信地域と結ぶ国道406号、さらに群馬と結ぶ国道144号など、国道や県道の整備を国・県に働きかけていきます。
- 地域外との交流を促進する道路として、上信自動車道や上小・諏訪連絡道路、松本・佐久連絡道路の整備を近隣市町村と連携しながら国・県に働きかけていきます。
- 公共施設を相互利用しやすくするための道路や、観光戦略と整合を図りながら設定する観光ルートを整備していきます。

② 安全に配慮した道路環境の整備

- 設計段階から、できるだけすべての人が利用しやすいデザインに配慮して、歩道など交通安全施設の整備を図ります。
- 冬期の除雪体制の再編によって安全な道路環境を整備していきます。

③ 広域的なニーズも踏まえた公共交通の路線の再編と利用促進

- 循環バスや廃止代替バス、オレンジバスなど個々の市町村で取り組んできた公共交通機関を、合併による新たな枠組の中で検討し、これまでの区域にとらわれず、鉄道の駅や他地域の主要公共施設との接続など、多様な住民ニーズに応えられるよう再編していきます。
- 電車やバスなどの公共交通機関を維持していくため、利便性の向上と併せて、積極的な利用促進を働きかけていきます。

④ 新たな公共交通システムの検討

- 交通弱者の利便性をより高めていくため、デマンドバス(注2)など新たな公共交通機関について研究します。
- 交通渋滞の解消や自然環境への負荷を軽減するために、自動車を鉄道やバスに乗り換えて都市中心部に入る方式であるパークアンドライド(注3)などの普及について検討します。

(注1)「サンマル上小30分交通圏構想」
上小圏域のどこからでも各高速インターや新幹線上田駅へ30分以内で結ばれるように道路を整備する構想。

(注2)「デマンドバス」
利用者の要望に応じて、運行ルート・時間・乗降場所などに対応させる仕組のバス。

(注3)「パークアンドライド」
中心部の交通混雑を緩和するために、自動車を都市郊外の駐車場に留めて鉄道・バスなどに乗り換えて中心部に入る方式。

イ. 安心・快適に暮らせる地域社会の創造

地域間の均衡ある発展に配慮しながら、安心・快適な定住環境を整備するとともに、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

① 安心・快適な定住環境の整備

- 予見できない災害に迅速に対応でき、地域ぐるみで犯罪の防止に当たれるよう、日頃から防災・防犯体制を整え、安心して暮らせる環境を整備していきます。
- 下水道や公園の整備、さらに地域景観の形成など、地域間のバランスや均衡ある発展に配慮し、将来にわたって快適に暮らせる環境を整備していきます。
- 若者の定住を目的とした住宅整備など、農・山村部において若者が住み続けられるような対策を講じていきます。
- 住民自治組織の設立や住民自治の拠点となる施設の整備によって、コミュニティ内の交流と活動を促進し、住みよい地域社会の創造を目指します。
- 中小河川や水路の整備、さらに雨水貯留などの災害対策を進めます。

② 自然環境への負荷を少なくする循環型社会の形成

- 新エネルギー（注1）の導入や、雨水などの資源を有効に活用することを促進するとともに、ごみの減量化や再利用の取組を喚起し、自然環境との共生を目指します。
- 生産・流通・消費・廃棄の各段階で廃棄物を限りなくゼロに近づける理念のもとに、資源循環型施設の整備など廃棄物の適正な処理が進む体制を、上田地域広域連合と連携して構築していきます。

（注1）「新エネルギー」

環境に優しい太陽光発電や風力発電など、技術的に実用化段階に達しつつあるが経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの。

新市で実施(検討)する主な事業

ア. 新市の一体感を形成する交通体系の整備

- ・朝夕の通勤時における大屋駅周辺渋滞解消のための道路整備
- ・武石から丸子を経由し上田の市街地を結ぶ依田川左岸連絡道路の整備
- ・上田市街地から塩田地区を経由し武石方面へつなぐ連絡道路の整備と平井寺トンネルの早期無料化の働きかけ
- ・真田と上田を結ぶ国道144号の改良促進
- ・国道18号上田バイパス第2期工区及び上田坂城バイパスの整備促進
- ・上小30分交通圏確立のための都市環状道路の整備促進
- ・千曲ビューラインの整備や国・県道の整備促進などによる近隣市町村への連絡道路整備
- ・スムーズな都市活動を支える道路(街路)や身近な生活道路の整備
- ・地域間の連携による道路除雪体制の再編
- ・新市全体を広域的に結ぶ循環バスの運行や、住民意見を反映したバス運行形態の検討
- ・デマンドバスなど新たな公共交通機関についての研究

イ. 安心・快適に暮らせる地域社会の創造

- ・自主防災組織及び防犯組織など地域ごとの体制整備
- ・広域消防及び消防団における資・機材の整備
- ・消火栓など防火設備の整備
- ・公共・特環下水道及び農業集落排水施設の整備、浄化槽の普及促進
- ・市民の花壇づくりや優れた景観保全のための活動など、景観づくりに関する市民活動の促進
- ・武石・丸子地域における若者等定住促進のための住宅整備
- ・住民自治組織の設立によるコミュニティ活動の展開、公共サービスの提供
- ・バイオマス(注1)による資源循環型農業の推進
- ・新エネルギーの導入や雨水貯留設備の普及などによる循環型社会の形成
- ・広域連合による資源循環型施設の整備促進

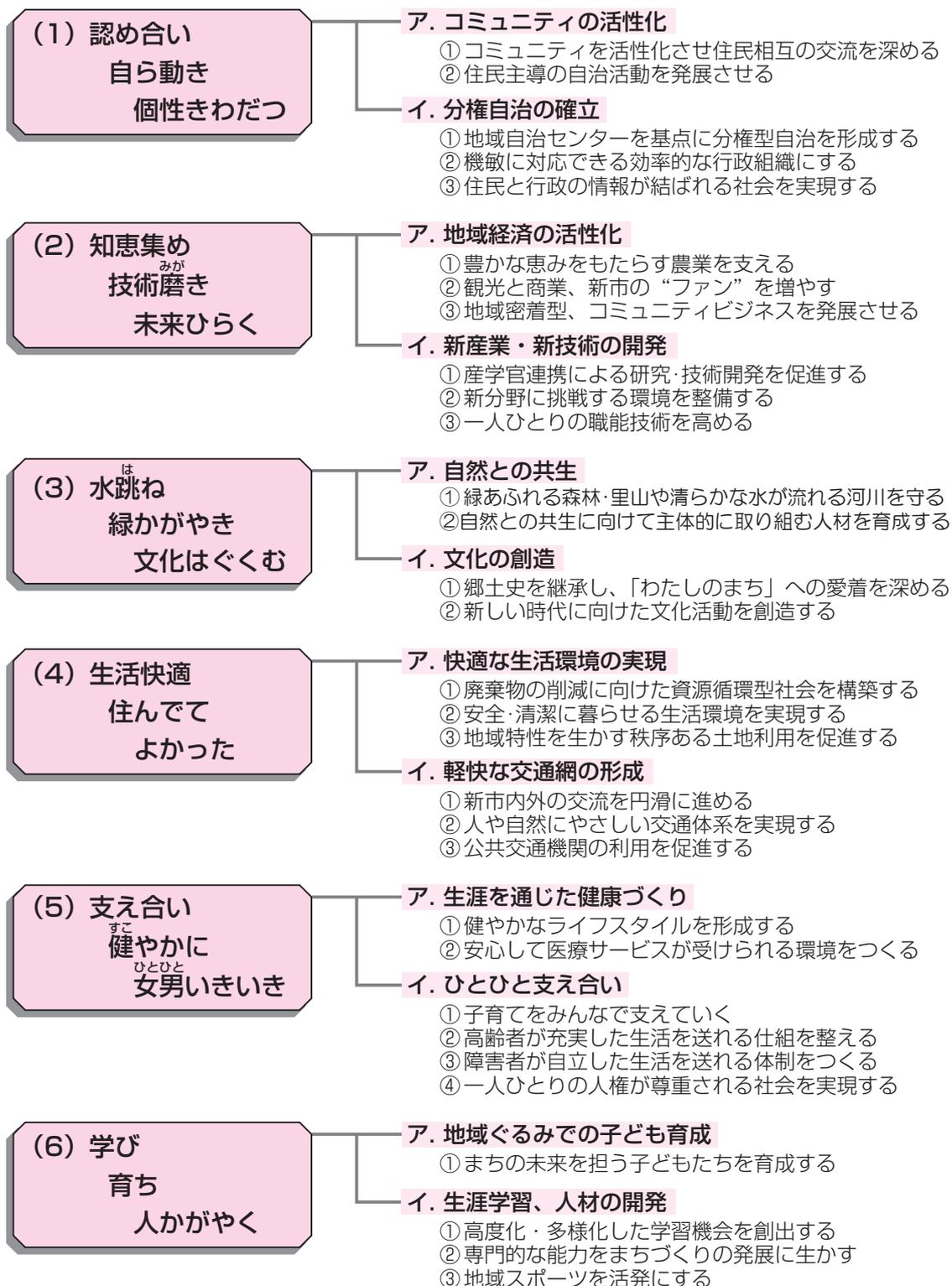
(注1)「バイオマス」

動植物から生まれた再生可能な有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの。家畜排せつ物や生ごみ、生活廃水汚泥、森林の間伐材などを堆肥やエネルギーに変えて再利用する。

2 施策と主要事業

重点施策を具体化するための事業を含む、新市将来構想の実現に貢献する施策と事業を掲載しました。

施策と主要事業体系図



(1) 認め合い 自ら動き 個性きわだつ (まちづくり基本方針1)

地方分権一括法の施行により地方自治体の役割が変化し、今までに比べて権限と責任が強化されていきます。この新しい時代を突き進むためには、知恵を出し、汗をかきながら、満足感があふれるコミュニティ活動を展開することにより、「新しいまちは自分たちの力で作りあげる」という自立の精神を高めていく必要があります。

そのためには、小さな単位を基本としたコミュニティ活動を充実させるとともに、これに対し、様々な能力を持った住民の主体的な関わりを求めていくことで、より大きな力へ変えていく必要があります。また、合併に伴う新しい行政運営方式を構築するとともに、住民同士や住民・行政間の垣根を作らず、互いに交流できる体制を地域振興のための基金などによって整備しながら、新市一体となって新しい時代を歩むまちづくりを行います。

ア. コミュニティの活性化

① コミュニティを活性化させ住民相互の交流を深める

住民主導によるまちづくりを実現するために、様々なコミュニティが活動できる拠点施設を、旧市町村役場庁舎や支所などの既存施設を有効活用しながら整備していきます。

このコミュニティ活動拠点施設は、地域住民が自由に集い、身近な地域の課題を話し合える場とします。住民を対象としたコミュニティ活動に関する講座開催などの活動を、地域の実情に応じて展開するとともに、住民主体のコミュニティ活動やNPO活動に必要な人材・情報などを行政が支援・提供できる体制を整備していきます。

さらに、新市内外の様々な世代・地域・職業の人と人が交流するネットワークの構築に努め、互いにふれあうことができる機会を増やしていきます。

② 住民主導の自治活動を発展させる

地域の課題を最も適切に解決するための情報を有しているのはその地域の住民であることから、これからの新しい時代に向けて、地域住民を主体とするコミュニティを基点とした住民自治をさらに発展させていく必要があります。

そのためには、コミュニティ活動団体のネットワークを強化し、住民と行政の協働による取組を具体化する組織となる住民自治組織の設立を推進します。住民自治組織は、主体的にまちづくりを考え、計画し、行政との連携により地域の課題解決に当たるほか、住民の身近なニーズに対応するサービスの担い手となることで、住民自治の新たな分野を切り開いていきます。

なお、旧市町村役場や支所などに整備するコミュニティ活動拠点施設も、将来的には住民自治組織による自主的な運営へと移行させていきます。

主 要 事 業
●住民活動への助成などコミュニティづくりの支援
その他ソフト事業の例
●コミュニティ活動への支援
●NPOの創設支援・活動支援
●地域交流イベントの開催の支援
●世代間・男女間など多様な出会いの場づくり
●住民自治組織設立の推進
●住民自治組織事務局への支援
●合併記念事業の実施

イ. 分権自治の確立

① 地域自治センターを基点に分権型自治を形成する

少子高齢化の進行などに伴い複雑化する地域課題の解決に対して、コミュニティが独自に取り組むだけでなく、行政機能を有効に活用することで、その効果はより高まります。そこで、日常生活に直接関係する業務については、旧市町村役場庁舎や支所に整備する、地域自治センターで基本的に行います。

また、地域住民の要望を把握して行政に反映させ、地域課題を解決していくための住民組織として、地域自治センターに「地域協議会」を置くほか、生涯学習や地域福祉をはじめとする様々なコミュニティ活動の拠点を併設し、順次整備を行っていきます。

② 機敏に対応できる効率的な行政組織にする

より高度化・多様化する住民ニーズに対応するため、総合的な行政運営手法の展開や職員の資質向上により、意思決定を迅速にするなど機敏に対応できる組織への変革を目指します。さらに、行政運営を効果的かつ効率的に展開するため、実施する事業の目的や効果を明確にし、職員規模の適正化や給与体系の見直しなどに取り組みながら、民間活力の導入などによるコスト削減を図っていきます。

③ 住民と行政の情報が結ばれる社会を実現する

住民が暮らしやすいまちづくりを実現するためには、自立した住民によるコミュニティ活動と新市の行政活動が一体的に行われることが必要とされます。そのためには新市の行政活動が住民に理解されることが必要であり、分かりやすい行政情報の提供・公開を軸とした行政施策全般にわたる客観的な説明責任の遂行により、住民と行政とのコミュニケーションをさらに充実させていくとともに、上田地域広域連合や近隣市町村との連携も強化していきます。

主要事業

- 地域自治センターの整備
- 地域自治センターなど必要な庁舎の改修・整備
- 電算システム統合その他行政のOA化
- 地域情報化の推進、電子自治体の構築
- 地理情報システムの構築

その他ソフト事業の例

- 既存公共施設の有効活用策の検討
- 行政職員の意識改革と政策立案能力の向上
- 有効性、効率性の視点による既存行政サービスや公共施設管理の見直し
- ひとつのテーマ（行政課題）に対して横断的に取り組める体制づくり
- 民間ノウハウを活用した効率的な社会資本の整備の検討
- 積極的かつ分かりやすい行政情報の提供・公開
- 地域懇談会やまちづくり提案制度などによる、住民意見聴取機会の充実
- 政策決定、実施、評価過程への住民参画促進
- 地域協議会の設立と活用
- 合併移行事業の実施

(2) 知恵集め ^{みが}技術磨き 未来ひらく (まちづくり基本方針2)

電気機械器具製造業を中心とした高度な技術を有する企業の集積や「アサマ・リサーチエクステンションセンター産学官連携支援施設 (AREC)」など、工業の発展を促進する資源が新市の中に数多くあります。また、武石村の「ひめゆり」、丸子町の「リンドウ」、上田市の「トルコキキョウ」や、菅平の「レタス」といった農畜産物、上田駅前を始めとした商店街や郊外の大型店舗などの商業集積、別所温泉を始めとした温泉地や文化財、景勝地といった観光資源にも恵まれています。

新市の中にあるこれらの資源を有効に活用し、さらなる産業振興により新市を発展させていくため、産学官と呼ばれる企業・大学・行政に地域住民を交えた連携体制を整えていきます。地域内循環型の経済の構築や、様々な競争にも対抗できる新しい技術を用いた“ものづくり”が進む工業への転換を図りながら、新市が未来に向けて経済的に発展し続けるまちづくりを行います。

ア. 地域経済の活性化

① 豊かな恵みをもたらす農業を支える

各地域において、恵まれた自然環境のもと、品質の優れた農産物が数多く生産されています。しかし現状を見ると、後継者不足に伴う就業人口の減少により、耕地面積や農業生産額は年々減少する傾向にあります。

農業の衰退を防いでいくためにも、昔から数多くの恵みを与えてきた農業の生産活動に関する情報を新市内外へ発信し、身近な消費者である住民一人ひとりが改めて農業の重要性を実感することが大切です。生産活動を促進する環境を整備するとともに、生産者、流通・加工業者、卸・小売業者から消費者まで、各関係者の一体的な取組による“地産地消”を推進しながら、農業の振興を図っていきます。

② 観光と商業、新市の“ファン”を増やす

新幹線や高速道路といった高速交通網の充実に伴い、新市にある観光資源や商業集積を生かした国内外との交流機会は今後ますます広がる一方で、消費者や観光客が求めるニーズの多様化により、他所との競争が今後ますます激しくなっていきます。これらの交流をより深めるに当たっては、他所との違いや優位性を鮮明にしながら、訪れた人に楽しく時間を過ごしてもらい、満足度を高める取組が大切になります。

そこで、新市の観光拠点や商業集積を再び訪れたいと思わせる“ファン”を増やすため、おもてなしの心あふれる、個々の観光・消費特性に応じた多様なサービスを提供していきます。

また、市街地整備と合わせ、商店街の魅力を高める様々な活動を支援し、併せて情報発信力を高めることで、商店街の個性と活力を創出していきます。

③ 地域密着型、コミュニティビジネスを発展させる

介護・福祉や環境といった日常生活における様々なニーズに対応する事業を、住民主体により取り組んでいく、地域密着型のコミュニティビジネス(注1)が新しいサービス産業の分野として注目されています。新市においても、様々な主体の連携と地域資源の活用により、このコミュニティビジネスの導入を促進し、地域経済の活性化を図っていきます。

主要事業

- 農村活性化施設の整備
- 農業基盤(土地改良、水利施設、農道など)整備の促進
- 中山間地域総合整備事業の促進
- 田園整備事業の推進
- 資源循環型農業の推進
- 農地集約・再生事業
- 特産品貯蔵施設の整備
- 市街地(商店街)活性化事業の推進
- 観光地の基盤整備事業
別所温泉、丸子温泉郷、菅平高原、番所ヶ原 等
- 温泉施設の整備・維持補修

その他ソフト事業の例

- 新規就農希望者向けの参入促進システムの構築
- 市民農園開放などによる遊休農地の有効活用
- 学校給食や宿泊施設での地場農畜産物消費促進
- 地場農畜産物の産地化・ブランド化促進
- 地産地消活動の促進
- 新たな観光戦略の検討とルート整備
- 多様な観光ニーズに対応するサービスの提供
- 各種観光関係団体の連携による宣伝・PR活動の推進
- 地域資源を活用したフィルムコミッション活動の推進
- 特色ある商店街イベントの開催による商店街振興
- 外国人旅行者の誘致と受け入れ環境の整備
- コミュニティビジネスの振興

(注1)「コミュニティビジネス」

地域の人々が、地域にある資源を活用して行う小規模なビジネスのことで、環境・福祉・教育など幅広い分野でまちづくりと連携しながら、利益の追求に加え地域課題の解決を目指していく事業。

Ⅰ. 新産業・新技術の開発

① 産学官連携による研究・技術開発を促進する

新市は、信州大学繊維学部を始めとする知的創造拠点が整備されているとともに、平成14年度には信州大学を核とした「知的クラスター創成事業」実施地域として選定されています。

これらの高度研究機能を生かすとともに、地域内における同業・異業種間の交流を積極的に進め、分野を融合させた独創的な商品や技術の開発を促進していきます。

② 新分野に挑戦する環境を整備する

既存産業の中には成熟期や衰退期を迎え、新分野への進出を模索している企業も増えています。また、新たに創業する企業が増えることで、技術力を高めるための切磋琢磨も進み、製造業の振興につながっていきます。

こうした企業の新分野への取組が円滑に進むために、活動を行う上で制約や障害となる事項を取り払い、新市一体となって支え合う体制を整備していきます。

③ 一人ひとりの職能技術を高める

IT(注1)化の急速な進展などにより求められる技術が高度化しています。よって、専門的な職業能力を身に付けた人材の育成に向けた活動を強化し、必要となる高度な技術・技能を学習できる場を整備するとともに、付加価値の高い技術を身につけた労働者が安心して就労することができる、雇用対策にも取り組んでいきます。

さらに、地域に伝わる様々な伝統工芸などの“^{たくみ}匠”の技術については、次の世代へ引き継ぐための取組を進めていきます。

主要事業

- 工業展の開催助成
- 長野上田知的クラスター創成支援
- 産学官連携支援施設（AREC）の運営助成
- 新産業創出グループの支援
- 新技術等開発の支援

その他ソフト事業の例

- マルチメディア(注2)関連施設の活用による新映像産業や情報関連企業の定着促進
- 研究開発費に対する制度融資の充実
- 地域内の工業団地への新規進出企業誘致の促進
- IT講習会など職能訓練の実施と雇用機会創出の支援
- 地場の伝統工芸の保護や熟練した職人技術の継承と後継者への指導促進

(注1)「IT」
Information Technology の略。情報通信分野を広くとらえて用いられる言葉であり、コンピュータその他のインターネットを支える機器類やソフトウェア技術などのこと。

(注2)「マルチメディア」
デジタル化された映像・文字・音声などの記録を組み合わせる利用する総合的な媒体。

(3) 水跳ね^は 緑かがやき 文化はぐくむ (まちづくり基本方針3)

新市は、菅平高原と美ヶ原高原の二つの高原と緑あふれる里山に囲まれているとともに、その山々を源とする清らかな水が地域の至るところを流れる自然豊かな郷です。また、岳^{たけ}の幟^{のぼり}、三頭獅子、戸沢のわら馬引き、御柱祭などの伝統行事や山本鼎らによる農民美術などの独自の文化が受け継がれているとともに、真田一族や蚕糸産業の隆盛など誇りある歴史もあります。

今日まで豊かな恵みをもたらした自然や文化に感謝する心を持ち、地域全体で大切に守りながら、次の世代へ向けて引き継いでいきます。さらに、信州国際音楽村などの文化施設を地域の文化・芸術活動の振興に向けて有効に活用しながら、新たな文化を創造していくまちづくりを行います。

ア. 自然との共生

① 緑あふれる森林・里山や清らかな水が流れる河川を守る

森林や里山、河川などの自然について、地域に伝わる文化的遺産との一体的な保全も図りながら整備に努め、豊かな自然と直接ふれあえる機会を増やしていきます。

また、地球の温暖化を防ぐために、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に貢献する、環境に負荷が少ない乗り物の利用や、気象特性を生かした環境保全型エネルギーの導入を促進していきます。

② 自然との共生に向けて主体的に取り組む人材を育成する

住民一人ひとりによる自主的な自然を守る活動への参加を促進するために、学校などでの環境教育の実践や自然環境に直接触れる体験型学習機会を提供しながら、人と自然との共生を大切に思う心を育てます。

さらに、環境保全活動を指導できる人材の育成や組織の形成を図っていきます。

主要事業

- 里山、登山道の整備
- 市有林の維持管理
- 松くい虫の防除
- 林道の整備
- 新エネルギーの普及促進

その他ソフト事業の例

- 環境総合計画の策定と、NPOなどとの協働による自然環境保全体制の強化
- 自然景観と調和する治山治水対策の推進
- エコミュージアム(注1)などの手法による自然環境と文化財の一体的な保全
- 化学肥料や農薬の利用を減らした環境保全型農業(注2)の推進
- エコカー(注3)の導入や自転車利用など環境負荷の少ない乗り物の利用促進
- 太陽光発電などの自然エネルギー利用促進
- 学校などでの環境教育の実践と自然体験学習機会の提供
- 自然環境保全意識の啓発
- 環境保全活動組織の形成と指導者の育成

イ. 文化の創造

① 郷土史を継承し、「わたしのまち」への愛着を深める

地域文化の啓発に向けて、地域を知る学習活動を展開し、伝統行事や文化に直接ふれ、その大切さを認識することで、「わたしのまち」への愛着を深めていきます。

また、各地域に伝わる郷土芸能や文化的遺産に関し、最新鋭技術などを用いて情報を整理し、新市内外に向けて積極的に発信します。

さらに、歴史的・文化的遺産などの保護や情報提供の仕組みを充実し、新市一体による保全活動に取り組んでいきます。

② 新しい時代に向けた文化活動を創造する

新市における新たな文化の創造に向けて、住民の主体的な文化・芸術活動の場となる各種文化施設とその活動に関する情報を発信することで、多様な文化活動を支援していきます。また、既存の個性ある様々なタイプの文化施設を効率よく運用し、新市全体の必要に応じて整備を進めながら、文化振興の統一的な企画や自主事業の展開に取り組んでいきます。

さらに、地域文化の新たな発展につながる国際的な視野を持つ人材を育成するために、多彩な国際交流活動を推進していきます。

(注1)「エコミュージアム」

ある一定地域の多様な自然環境とそこにおいて成立した有形・無形の文化遺産等を対象にする、環境と人間の関わりを探る博物館。

(注2)「環境保全型農業」

生産性との関連に配慮しながら、化学肥料などによる環境負荷を軽減した土づくりを目指す持続的な農業。

(注3)「エコカー」

自然環境に悪影響を与える物質を減らす目的で開発された自動車。

主要事業

- デジタルアーカイブの推進
- 史跡の保全・整備
- 行政史資料の保存
- 集会施設の整備
- 文化施設の整備

その他ソフト事業の例

- 郷土の歴史・文化を知る学習機会の充実
- 地域に伝わる伝統芸能の保護、育成
- 歴史的・文化的遺産の保護と情報提供
- 信州国際音楽村など既存施設を活用した住民の自主的な芸術・文化活動の振興
- 音楽・演劇公演など地域内の芸術活動に関する新市内外への情報発信促進
- 地域文化の水準を高めるための創作活動支援
- 姉妹都市を含む諸外国との交流促進
- 新市内に在住あるいは来訪する外国人との交流イベントの開催



(4) 生活快適 住んでよかった (まちづくり基本方針4)

新市の中央には千曲川が流れており、その兩岸を結ぶ周辺道路を中心とした朝夕の交通渋滞の発生が問題となっています。また、電車やバスといった公共交通機関の利便性向上・利用促進も大きな課題となっていることから、新市では、住民の移動が安全・円滑に進むように、交通体系に関する課題の解決に向けた総合的な交通対策を早急に進める必要があります。

さらに、下水道の普及やごみの減量化、あるいは都市景観の形成といった住環境について、新市のもとで整備を促進するとともに、現在上小圏域で広域的に取り組んでいる廃棄物処理事業や救急・防災業務についても協力体制をさらに強化しながら、より豊かさが実感できる、清潔で安全な暮らしを実現するまちづくりを行います。

ア. 快適な生活環境の実現

① 廃棄物の削減に向けた資源循環型社会を構築する

環境に対する負荷を少なくするため、生産・流通・消費・廃棄の各段階で、廃棄物を限りなくゼロに近づけ、資源循環型社会を構築していく理念（ゼロ・エミッション）のもとに、リサイクル施設整備など廃棄物の適正な処理が進む体制を上田地域広域連合と連携して整備を進め、住民が排出するごみの減量化や再利用促進への取組を喚起していきます。

また、家庭や事業所単位での環境負荷軽減への取組を促進していきます。

② 安全・清潔に暮らせる生活環境を実現する

安全・清潔な生活環境を実現していくために、突発的な自然災害や都市型災害への対応を含む高度な防災体制を住民と行政が協働しながら整備していきます。また、きれいで安全な水を確保することが可能な上下水道整備をよりいっそう推進します。

さらに、地域や国籍などを問わず新市の住民みんなが利用しやすい公共施設や住環境を整備するとともに、魅力ある地域景観の形成を図っていきます。

③ 地域特性を生かす秩序ある土地利用を促進する

商業施設が集積する中心市街地から自然をより身近に感じる中山間地域までの多様な地域特性に合わせた、秩序ある土地利用策を検討していきます。

主要事業

- バイオマスによる地域資源のリサイクル
- 広域連合ごみ処理施設整備に対する負担
- 魅力ある地域景観の形成
- 公園の整備
- 広域消防施設整備
- 消防水利・機械力・施設の整備
- 防災行政無線の整備
- 河川の整備
- 汚泥有効利用地域循環の促進
- 上下水道会計・料金業務システムの統合
- 水道施設の整備及び維持管理
- 公共・特環下水道施設の整備及び維持管理
- 農業集落排水施設の整備及び維持管理
- 下水道計画対象地域外への浄化槽普及促進
- 公有地の活用
- 地籍調査
- 都市計画・道路計画の策定
- 歴史的な街並みの修理・修景
- 公営住宅の整備

その他ソフト事業の例

- 新市全体による分別収集方法の統一化
- 各種廃棄物の再資源化推進・排出量削減とリサイクル品利用推進啓発運動の展開
- 山林などへの廃棄物不法投棄に対する監視・指導強化
- 環境ISO(注1)の認証取得やエコアクション(注2)による環境保全管理手法の整備
- 合併に伴う新市全体の総合防災計画の策定と地域自主防災組織の整備
- 地域自治センターを中心とする地域防災体制の確立
- 警察や上小防犯協会・依田窪防犯協会と連携した地域防犯体制の確立
- 飲料水の供給が可能な水質保全体制の強化と水源の確保
- まちに緑や花が調和する景観の形成に向けた緑化活動の推進
- 自然景観・歴史的景観を含む様々な景観資源の保全・再生による都市景観の整備
- 在住外国人に分かりやすい生活関連情報の提供
- 都市計画基本指針(マスタープラン)の策定と用途地域の見直し

イ. 軽快な交通網の形成

① 新市内外の交流を円滑に進める

新市内外の交流が円滑に進む交通体系を実現するためには、近隣市町村とも協力しながら、取組を行う必要があります。新市が属する上田地域広域連合で進められている「上小30分交通圏構想」の実現を目指し、渋滞緩和などに向けた広域幹線道路網を整備します。

(注1)「ISO」

International Standardization Organizationの略で、企業や団体の環境管理・監査制度などを認証するための国際規格を定めている国際標準化機構。

(注2)「エコアクション」

事務所や家庭での自主的な省エネ・省資源行動を促進する、環境活動に対する簡易的な取組。

また、住民の視点から見た交通体系のあり方を検討し、暮らしにより密着する生活道路などについても、日常生活の利便性を高めるための整備を進めていきます。

② 人や自然にやさしい交通体系を実現する

新市内の交通量が増えるにつれて、その危険度はより高まる傾向にあります。歩行者を交通の危険から守るために、バリアフリー化に配慮しながら、歩道その他の安全施設を整備するとともに交通安全への啓発活動を実施していきます。また、各種道路の整備に当たっては、自然環境にも配慮した維持・改修に努めていきます。

③ 公共交通機関の利用を促進する

交通量の増加に伴い、交通渋滞の慢性化や排気ガスの排出増加といった弊害が大きくなる中、公共交通機関が果たす役割が見直されてきている状況にあります。また、公共交通機関を維持することは、子どもや高齢者などの交通弱者の移動手段を確保するためにも重要です。

環境に対する負荷を少なくすることにもつながる公共交通機関の利用を促進するために、住民の意見を反映した路線体系の再編も視野に入れ、利便性を高めていくとともに、住民一人ひとりの利用促進を図る啓発活動に取り組んでいきます。

主 要 事 業
<ul style="list-style-type: none"> ● 「上小30分交通圏構想」による各種道路の整備 ● 自治センター間連絡道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大屋駅周辺渋滞解消のための道路 ・ 武石から丸子を経由し上田を結ぶ依田川左岸連絡道路 ・ 上田市街地から塩田地区を経由し武石方面へつなぐ連絡道路 等 ● 公共施設アクセス道路の整備 ● 近隣市町村連絡道路及び観光道路の整備 ● 街路の整備 ● 幹線農林道の整備 ● 国・県道の整備促進 ● 市街地電線類の地中化 ● 除雪機械の購入補助 ● 歩道等交通安全施設の整備 ● 上田交通別所線の存続支援
その他ソフト事業の例
<ul style="list-style-type: none"> ● 交通対策研究会の設置などによる住民を交えた地域交通体系の見直し ● 交通安全に関する各種講習会などの啓発・広報活動の推進 ● 新市全体を広域的に結ぶ循環バスの運行の検討など、住民意見を反映した時間帯・ルート設定によるバス運行形態の再編 ● 電車とバス路線、バス路線同士における相互連絡機能の強化 ● 公共交通利用促進啓発活動の実施 ● 「パークアンドライド」運動の促進

(5) 支え合い ^{すこ}健やかに ^{ひとひと}女男いきいき (まちづくり基本方針5)

鹿教湯地区を中心に実施されている「健康の里づくり」事業や、真田町の「健康日本一」宣言などに基づく健康づくり事業など、住民の健康増進に向けた取組が先進的に行われています。また、中核的な役割を果たす総合病院に代表される医療施設や、自立した生活を支える福祉施設などが整備されてきました。さらに、地域・各種団体・行政など、みんなで健康づくりや福祉を補完し、支え合う取組が展開されつつあります。

これらの実績を生かし、少子高齢化が進む現在において、みんなが等しく健康で、生きがいを持ちながら、いきいきと健やかに暮らすことができる社会の形成を目指します。また、性別・年齢・地域などを越えて共に支え合い、互いの人権が尊重されるまちづくりを行います。

ア. 生涯を通じた健康づくり

① 健やかなライフスタイルを形成する

人々の生活様式が変化・多様化している中、健康寿命を向上させ、豊かな人生を送るために、あらゆる年齢層に応じた病気予防体制を整えていきます。また、新市内に数多くある温泉を、癒しを与える保養の場として活用し、温泉と健康づくりを一体化する取組を、より促進していきます。さらに、生涯にわたって身近に楽しめる地域スポーツを、新市内の各種施設を活用しながら振興していき、より効果的な健康づくりを目指します。

② 安心して医療サービスが受けられる環境をつくる

疾病構造の変化や医療需要の増大に対応できる、高度先進医療を含めた医療サービスの提供が求められています。そのために新市内の医療機関の役割分担を明確にしながら、それぞれが有する機能を発揮できるようネットワークを構築することで、住民がいつでも安心して医療サービスを受けることができる環境を整備します。

また、病気の早期発見・早期治療からリハビリテーション(注1)まで、早く病状を回復し日常生活へ復帰できるようにするため、保健や福祉とも連携した複合的なサービスを提供していきます。

さらに、民間医療機関の地域的な偏在へ配慮し、公的医療機関の維持・充実に取り組むとともに、不安のない救急医療体制を将来にわたって維持していけるよう、医療機関や広域連合と連携を図りながら取り組んでいきます。

主要事業

- 保健福祉など、市民生活をサポートする総合的なサービスを提供する施設の整備
- 総合的な健康づくり支援体制の整備
- 依田窪病院の運営負担

(注1)「リハビリテーション」
事故や病気などで後遺症が残った人に対して、身体面や心理面の能力を最大限に回復させるために行う訓練や療法。

その他ソフト事業の例

- 生活習慣病などの疾病予防に向けた生活改善指導の実施
- 病気の早期発見・早期治療に向けた検診体制の充実
- 検診受診状況など住民の保健情報を利用できる健康管理情報システムの整備
- 新市にある温泉資源を活用した健康づくり事業の推進
- こころの健康に関する、健康教育や健康相談などによる対策の強化と支援体制の充実
- 医療機関や消防署と連携した救急医療体制の充実
- 地域の中核医療機関における医療充実に向けた支援・協力
- 医療機関相互の役割分担と連携の強化
- 突発的な病気・事故に対処する応急処置能力向上への取組

イ. ひとひと支え合い

① 子育てをみんなで支えていく

核家族化の進行や生活様式の変化に伴い、子育て支援に対する要望が多様化しています。将来の地域社会に深刻な影響を及ぼす可能性のある少子化を食い止めるためにも、仕事と子育ての両立の負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望が持てる社会にしていくことが必要です。

地域の中に子どもたちの元気な声が聞こえるような環境をつくるため、住民と行政が連携し、企業や団体などの協力も得ながら、地域社会全体での理解と広がりをもって子育てを支援する体制を築いていきます。

② 高齢者が充実した生活を送れる仕組みを整える

高齢者が充実した生活を送るためには、長年培われた経験や技術を生かしてのコミュニティ活動への参加や就業など、日々の「生きがい」となるものを持つこと、そして、社会の一員としての存在感を感じられることが大切であり、そのために地域で行われている様々な活動へ積極的に参加することのできる仕組みを整えることが必要です。

また、介護が必要となった場合でも、自らの身体能力を最大限に生かして充実した生活を送ることができるよう、各種サービスを充実し、地域で支え合う高齢者福祉活動を展開していきます。



③ 障害者が自立した生活を送れる体制をつくる

障害者が自立していきいきした生活を送るためには、地域社会やボランティア活動などによる支え合いや、社会参加を積極的に推進する体制が必要とされています。

障害を持つ人など社会的に弱者とされる人々が、日常生活を普通に営み、あるがままの姿で他の人々と同等の権利を持ちながら、差別されない社会を作っていくという理念（ノーマライゼーション）のもとに、物理的・意識上の様々な障壁を取り除きながら、就業の機会やコミュニティ

活動へ参加する機会を作り出していきます。さらに、安全な住環境などの整備を促進しながら、障害者が自立できる社会を構築していきます。

④ 一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する

すべての人の人権が尊重され、平和な明るい社会を実現するためには、差別や偏見によるあらゆる人権侵害をなくすための取組が必要となります。人権教育など人権に対する意識を啓発する活動を積極的に展開し、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが誇りを持って生きることができる社会を実現していきます。

また、女性と男性が互いに人権を尊重し合い、能力を発揮できる機会を確保するために、社会制度や慣行を見直し、政策決定の場などへの共同参画を進めるとともに、子育てや家族の介護なども互いに協力しながら取り組んでいける社会を実現していきます。

主要事業
<ul style="list-style-type: none">●高齢者福祉センターの整備●児童館や放課後児童クラブなどの整備による放課後児童対策の推進●障害者就業支援施設の整備●私立保育園の改築支援●保育園の整備●養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム等介護施設の充実
その他ソフト事業の例
<ul style="list-style-type: none">●次世代育成支援地域行動計画の実現●出産の不安への対応充実●乳児保育・長時間保育などの特別保育の充実●未就園児を含む子どもや、その保護者同士による交流活動の促進●児童センター（注1）や子育て支援センターなどの機能充実と地域自治センターなどの既存公共施設を活用した子育て支援体制の整備●地域ボランティアを中心とした子育て支援地域ネットワーク（ファミリーサポートセンター）の拡充●小児初期救急センターの運営●高齢者の知識や経験を生かすことのできる環境づくり●高齢者や障害者が住み慣れた家で自立した生活を送るための地域福祉の充実●高齢者の身体的な実態に合わせた介護サービスを受けられるようにするための情報提供●障害者の自立を可能とする、就業場所の整備を含めた就業施策の推進●障害者福祉意識の啓発とサービスの担い手となるボランティアの育成●手話通訳者やガイドヘルパー（注2）の派遣など、障害者の日常生活支援●学校・企業・地域社会などにおける人権教育の推進●人権擁護に関する各種相談機能の整備●男女共同参画事業の展開

（注1）「児童センター」

児童のための厚生施設で、児童が自由に遊び、話し合い、多くの仲間とふれ合うことができる場所。

（注2）「ガイドヘルパー」

視覚障害者や全身性障害者が、通院または公的機関などを利用する外出の際に付き添いをする人。

(6) 学び 育ち 人かがやく (まちづくり基本方針6)

新市には、教育に対し熱心に取り組んできた伝統が受け継がれており、信州大学繊維学部、長野大学、上田女子短期大学、長野県工科短期大学校といった大学を軸とした学術研究都市機能や、六つの高等学校を始めとする学校教育施設のほか、住民が生涯にわたって学習することのできる施設が各地域に設置されるなど、初等教育から高等教育、社会人教育に至る様々な取組が展開されてきています。

まちづくりに関するすべての取組の基礎は“人”にあります。そのために、地域子どもたちに対しては、家庭・地域・学校が連携し、子どもたちの生きる力を育んでいく必要があります。

また、学校教育分野においては、児童・生徒が社会環境の大きな変化に順応できるような資質を養成することが求められます。

さらに社会教育分野においては、精神的・文化的な充足や、多様で高度な学習機会の確保が求められています。新市では、大学などの高等教育機関とも連携しながら、様々な学習ニーズに応え、個人の能力を地域のために生かせる、人間性豊かな人材の育成を目指したまちづくりを行います。

ア. 地域ぐるみでの子ども育成

① まちの未来を担う子どもたちを育成する

子どもたちが地域社会とふれあう機会を作ることで、地域を思う、社会性のある子どもを育成する体制を築いていきます。また、小・中学校では、施設整備などによる教育環境を整えるとともに、自発的に学ぶ意欲を育みながら、地域との連携を深め、地域ぐるみで子どもたちを育てる気風を作っていきます。

さらに、高等学校や大学など高等教育機関においては、経済、文化、行政など新市の各分野における連携を数多く作り出すことで、未来に向かって共に発展していける人間関係を構築していきます。

主要事業

- 学校給食施設の整備
- 学校プールの更新
- 教育用コンピュータの整備
- 校舎新增築・危険校舎の改築
- 校舎大規模改造
- 小中学校教員住宅の整備
- 学校用いす・机への県産材の導入
- 中学校英語指導助手（AET）の配置

その他ソフト事業の例

- 各学校の創意工夫が生かされた特色ある教育の実施
- 地域の祭りや伝統行事への参加促進など、地域を愛し、文化を継承する教育の実施
- 学校活動と地域活動が融合する取組の推進
- 地域ぐるみでの青少年非行防止活動や、不登校・いじめ問題に対する取組の推進
- 地域内の大学と小・中・高校との交流教育の推進
- 総合学習におけるボランティア活動や自然体験・産業体験学習の実施

イ. 生涯学習、人材の開発

① 高度化・多様化した学習機会を創出する

心の豊かさや生きがいを求める学習への需要が高まりを見せる中、自発的な生涯学習活動を促進するために、公民館、学校その他の教育機関や地域活動団体など多様な主体が連携・交流する体制を構築していきます。

特に、信州大学繊維学部、長野大学、上田女子短期大学、長野県工科短期大学校などの高等教育機関との連携を深めることで、質の高い生涯学習ニーズに応えるプログラムを提供していきます。

② 専門的な能力をまちづくりの発展に生かす

各分野における専門的な知識や技能を有する人材は、新市が将来にわたって発展し続けるために必要な財産です。まちづくりの発展に必要となる、これら専門的な能力を持つ人材を活用するために、その情報を集約した「地域人材情報システム」を整備するとともに、新市内の様々な活動を促進するための調整機能を充実させていきます。



そば打ち体験（ゆきむら夢工房）

③ 地域スポーツを活発にする

これまで各地域に整備されてきたスポーツ施設を有効活用し、体力向上や健康づくりの機会を増やすとともに、各種競技スポーツの強化に取り組んでいきます。

また、一年を通じて全国各地の各種スポーツ団体が合宿に訪れる地域特性を生かし、地域内のスポーツクラブの水準向上にもつながる交流を深めていきます。

主 要 事 業
<ul style="list-style-type: none"> ●図書館の整備 ●文化会館・公民館等の改修 ●公民館・集会施設の整備 ●体育施設の整備 ●市民の森の整備
その他ソフト事業の例
<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりの実践に結びつく地域特性や地域課題の学習活動の促進 ●公民館活動を中心とした生涯学習の機会と情報の提供 ●生涯学習活動を指導する指導員や専任講師の発掘・活用 ●大学や研究機関による公開講座、出張講座などの市民大学制度を活用した学習活動の促進 ●専門的知識・技能を有する人材の活用を図る「地域人材情報システム」の整備 ●住民活動の専門家を招いた次世代地域リーダー育成講座、まちづくり講座の開催 ●スポーツ施設の検索・予約情報システム導入による利便性向上 ●各種スポーツ大会を通じた住民のスポーツ振興 ●多種目かつ多世代で構成される総合型地域スポーツクラブの組織化 ●新市のイメージを高める、各種競技スポーツの強化を含めた地域スポーツ活動の促進

3 地域別整備の方針

地域特性に基づく新市での役割分担を踏まえ、合併関係市町村住民の様々な思いにも配慮した地域別整備の基本的な考え方です。

(1) 上田地域



上田城

ア. 地域特性と発展の方向

JR、しなの鉄道及び上田交通を結ぶ上田駅と上信越自動車道上田菅平インターを擁する上田地域は、新市の玄関口の機能を担い、歴史的文化的遺産や豊かな自然環境と調和した活力ある都市機能の形成によって、新市の発展を支えています。

また、これまで重点的に取り組んできた「循環型社会形成」、「健康増進」、「少子化・青少年健全育成」に関する施策（三つのプロジェクト）は新市に引き継ぎ、3町村で取り組んできた施策も取り入れながら、さらに向上させていきます。

イ. 整備の方針

① 地域自治センター構想の展開

地域課題を適切に解決していくため、住民・団体・企業・行政の協働による新たな地域づくりが必要になってきます。そのために、上田地域3支所等の区域にも地域自治センターを設置するとともに、自治会を始めとする各種地域団体や個人が、地域課題の解決や生涯学習などへ積極的に参加していける仕組みを構築し、その活動を支援していきます。

② リーディング産業を目指した観光戦略の推進

「信州の鎌倉」と呼ばれる塩田平や上田城を始めとした歴史的な建造物、豊かな自然、情緒ある温泉などの魅力的な資源を生かし、その価値を高めながら、丸子地域、真田地域及び武石地域の地域資源との相乗効果で新市全体の観光振興を図ります。また、上田交通別所線も重要な観光資源です。「乗って残す」をキーワードに、住民とともに存続への取組を進めていきます。

さらに、集客力のある多彩な観光行事・イベントの開催、ロケ地観光の推進、別所温泉周辺や「上田 道と川の駅」等の観光基盤の整備を通じて、地域振興も図りながら、観光客の誘致に積極的に取り組むとともに、新市の玄関口となる上田駅や上田菅平インターを起点として観光客が新市を周遊できるよう、各地域の観光拠点を結ぶ観光ルートを設定していきます。

③ 新市の核となる都市機能の充実

新市の都市機能を高めるために、総合的なまちづくりの視点から、上田駅周辺を活力あふれるにぎわいと交流の拠点とする整備のあり方を研究するとともに、市街地の活性化と商業の振興を一体的に推進していきます。

また、上田駅や上田菅平インターを基点とする都市環状道路や地域内の主要連絡道路などの道路基盤整備を行い、地域内の人・物・情報の循環と地域外との交流を促進していきます。

④ 保健福祉活動拠点の整備と人的資源の活用

少子高齢社会に対応した保健福祉施策や子育て支援施策の推進、あらゆる世代の健康増進、基幹型在宅介護支援センターを活用した地域福祉の推進等、幅広い機能を備えた保健福祉総合センターの整備を進め、新市全体の保健福祉ネットワークを充実させていきます。

また、保健福祉関係の教育機関にある人的資源を活用することで、新市の保健福祉の質をさらに高めていきます。

⑤ 学術研究都市機能や産学官連携支援施設を利用した新技術・新産業の創出

学術研究都市機能や産学官連携支援施設などの資源を十分に活用して、専門的な分野に対応できる人材を育成し、共同研究や受委託研究といった産学官の連携を一層推進していきます。

また、この連携を通じて、世界を視野に入れた新技術・新産業を創出し、新市における産業の活性化を図るとともに安定した就労機会を確保し、「学生のまち」である上田地域で輩出される若者の地域への定着を図ります。

(2) 丸子地域

ア. 地域特性と発展の方向



信州国際音楽村

地域内に集積している製造業を中心とした産業資源や技術力を生かし、雇用の受け皿として産業の活性化を図ることにより新市の発展を支えていきます。

また、生活環境の整備によって職住近接のゆとりある生活空間を形成するとともに、丸子温泉郷や豊かな自然・文化を生かすことで、新市における心和む健康の里としての機能や、生涯学習の里としての機能を担っていきます。

イ. 整備の方針

① 軽快な交通ネットワークの整備

東京と中京を結ぶ国道254号、上小と諏訪を結ぶ国道152号が交差するなど、丸子地域は交

通の要所であるため、大型車の交通量が多く、引き起こされる騒音や渋滞によって住環境などが悪化しており、また、国道254号は代替路線や緊急時の迂回路がないといった課題もあります。

上田地域都市環状道路の丸子地域内の整備やその他の道路網整備を進め、町の市街地を通過する車両の分散で騒音や渋滞を減らすことによって、安心・安全な環境の構築を目指すとともに、新市内の人・物・情報の循環と地域外交流の促進を支えていきます。

② 健康×観光×自然＝交流人口の拡大

西内・東内地区は、豊かな自然環境に加え、丸子温泉郷といった観光資源や医療機関を中心とした健康づくりの環境に恵まれています。また、信州国際音楽村周辺においては、住民の創意と工夫のもとに音楽と自然とが調和した公園づくりが進められています。

さらに、アメリカ合衆国ブルームフィールド市郡との友好提携やアップウィズピープル（注1）への係わりなど、国際親善の経験と実績が丸子地域には蓄積されています。

こうした丸子地域特有の資源を最大限に生かし、世界を視野に入れた新市の交流人口の拡大に取り組んでいきます。

③ 新たな産業ブランドの創出

新市において特に依田窪地域の玄関口としての役割を担うため、地域内商店街へのゆとり空間の創出や、顧客ニーズに合わせた商業経営ができるよう商業の集積を行うとともに、後継者の育成を支援していきます。

また、陣場台地ではその土壌の特性を生かし、加工用ぶどう畑の造成を今後も推進するとともに周辺環境の整備を進めることによって、新たな産業ブランドの創造を目指し、新市の魅力を高めることにつなげていきます。

④ 生涯学習活動拠点の充実と新図書館（仮称・情報ステーション）の整備

生涯学習の拠点として、丸子町文化会館（セレスホール）や信州国際音楽村の充実を図ります。

さらに、生涯学習などの市民活動からビジネス活動まで様々な要望に応えることのできる、人・物・情報が行き交う新図書館の整備を進めます。新図書館では従来の図書館機能を充実させるだけでなく、地域に根ざした資料・情報の収集と発信を行います。また、新図書館に集う人的交流により生み出されるネットワークを生かし、地域に目を向けた様々な活動を促進することで、丸子地域や新市の活性化を図っていきます。

⑤ 可能性を秘めた雇用・居住・福祉の拠点整備

（株）カネボウ丸子工場跡地は丸子町土地開発公社が先行取得し、平成21年度までの計画的な取得を続けています。この広大な土地の活用については、新たなにぎわいと憩いの場として、雇用・居住・福祉において丸子地域や新市の拠点となるよう、住民の意見を聴きながら整備を進めていきます。

（注1）「アップウィズピープル」

世界各都市をホームステイしながら、地域でボランティア活動、文化交流活動を行っている国際教育団体のこと。

(3) 真田地域



菅平高原

ア. 地域特性と発展の方向

菅平高原に代表される自然に恵まれた真田地域には、若者から高齢者まで幅広い世代をひきつけるスポーツリゾートとしての特性と、寺社・史跡など真田氏発祥の郷という歴史が残してきた多くの資源があります。新市の大きな枠組においてこれら魅力的な特性と資源を連携させ、観光振興を中心とした新市の交流人口の拡大につなげていきます。

また、福祉施設も多く点在し、地域で支える福祉活動も盛んに展開されています。生活環境の整備により市街地近郊の魅力ある居住空間を形成するとともに、今後も健康福祉の里として、住みやすく潤いのあるまちづくりを新市において進めます。

イ. 整備の方針

① 魅力ある農業の推進

真田地域の自然環境と調和した農業生産基盤整備を推進し、低コストで生産性の高い農業経営の確立に努め、様々な団体の活動による地域の生産物を利用した特産加工品の開発により持続的な農業を目指します。また、農用地の有効活用と集積化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を営む認定農業者の育成強化を図り、後継者や新規就農者の支援を進めます。

さらに、農業体験やグリーンツーリズムの推進により都市と農村地域の交流を積極的に進め、新市の交流人口の拡大に貢献するとともに、直売所での農産物の販売やレストラン・旅館への食材の提供など、観光産業と連携した農業経営を促進し、魅力ある農業への新たな展開を進めます。

併せて、高原野菜というブランドを積極的に発信し、新市の知名度を高めていきます。

② 菅平高原を主体とした特色ある観光地づくり

既存の観光資源の活用や新たな観光施設の整備、観光産業の活性化に積極的に取り組みながら、新市全体での連携を図っていくことで、新市の交流人口の拡大に貢献していきます。

オリンピックで活躍する選手も合宿に訪れる、各種スポーツ合宿のメッカである菅平高原においては、サニアパーク（注1）などの活用を含めスポーツを生かした観光客の誘致策をさらに推進するとともに、トレッキングなどの自然を活用した観光も展開していきます。

また、真田氏発祥の郷をアピールし、真田氏関連の史跡、様々な歴史・文化資源等を結び付けた特色ある観光地づくりを推進します。

さらに、地域の生活・文化・歴史などにふれる参加・体験型観光を、通年観光に向けた新たな誘客策として推進するための条件整備を図り、観光産業の活性化に積極的に取り組みます。

（注1）「サニアパーク」

菅平高原にある総合運動公園施設。芝グラウンド5面、陸上競技場1面、マレットゴルフ場など充実した設備がある。

③ 創意と工夫の地域づくりの推進

自然や歴史・文化と調和した真田地域らしさを、新市がもつ多様な個性の一つとして際立ったものにしていくため、住民自らの手によって、協力して地域の環境整備を実現する事業を積極的に推進し、地域の連携やふるさと意識の醸成を含めた地域づくりを進めていきます。

また、住民一人ひとりが主体となった語り合いによる地域づくりを推進し、住みやすく潤いのあるふるさとづくりを進めます。

④ 生涯学習を推進するための環境整備と支援

世代を超えた多くの人々が参加できる身近な芸術・文化活動を盛んにし、地域文化を高めます。また、ひとり一学習を目標とした学習のための情報提供や支援を行うことによって、主体的な創造活動や生涯学習を促進します。

特に、図書館等の整備を進めることで、住民自らが学ぶ環境づくりを積極的に行い、生涯学習活動を推進していきます。

⑤ 高度情報社会に対応できる環境の整備

災害時の緊急放送や行政情報の伝達、さらに地域内の情報発信の手段を将来にわたって確保していくとともに、地域イントラネット(注1)など高度情報社会に対応できる高速情報通信基盤の整備を進めていくことにより、観光その他の産業の振興にも結び付けていきます。

(4) 武石地域



美ヶ原高原

ア. 地域特性と発展の方向

美ヶ原高原などの雄大な自然環境に生まれながら、武石地域では都市住民との交流を積み重ねてきました。この交流体験を生かすとともに充実させ、併せて地産地消の発信機能を高めることによって、新市の交流人口の拡大に貢献していきます。

また、自然と調和したぬくもりのある農山村として、農業体験・林業体験を含めた環境教育の取組や、快適な生活環境に支えられた居住空間の形成を進めていきます。

イ. 整備の方針

① 地域社会に根ざした医療体制の確保と充実

武石地域は「村民の生命を守り安心を贈る地域医療」を基本に保健・福祉・医療が一体となっ

(注1)「地域イントラネット」
インターネットと同じ通信方法を使い、特定の地域内の公共施設などのコンピュータを結んだネットワークのこと。

たむらづくりを進めてきました。今後も地域社会に根ざした医療サービスを提供するため、一次医療を担う武石村診療所（かかりつけ医）と、二次医療及び高度医療を担う依田窪病院を引き続き支え、効果的に活用していきます。

② 都市・農村交流による地域活性化

新市において、農村文化を活用した都市住民との交流促進を担います。そのため、武石地域と東京都練馬区との交流に代表されるような、自然体験活動、農林業体験、自然観察などの住民主体の都市・農村交流を積極的に展開するとともに、各種施設の充実を図り、魅力ある交流活動が行える環境整備を進めていきます。

③ 広域体験観光の展開

美ヶ原高原や武石川の清流などの自然環境、そして個性的な地域づくりに取り組んできた人的資源と経験・実績を、新たな地域づくりに活用するとともに、上田・丸子・真田地域との広域体験観光に向け、相互のPRや一体的な取組などによる連携を深めていきます。

また、広域観光連携道路整備を促進するとともに、広域体験観光の拠点としての役割を新市において担っていきます。

④ 若者の定住促進策の推進と地域情報化の展開

未来を担う若者の定住策を積極的に推進し、若者が住みよい地域づくりをするとともに、地域コミュニティの維持と活性化に取り組んでいきます。

また、オフトーク通信に替わるITを活用した情報発信と行政サービスの展開を検討し、高度情報社会への対応を図っていきます。

⑤ 森林資源の保全育成と活用

人との共生を目的とした森林資源の保全育成を進めることで、祖先から引き継がれた武石の森と清らかな水を守ります。

また、森林レクリエーション（注1）や環境教育の実践、都市住民による森林ボランティアの受け入れや山の産物を特産品とするための取組などを進めることによって、これからの森林資源の活用のあり方を模索していく役割を担っていきます。

（注1）「森林レクリエーション」
キャンプや森林浴など森林を利用したレクリエーションのこと。レクリエーションとは、仕事や勉強などの疲れを癒し、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽のこと。

V 新市における長野県事業の推進

1 長野県の役割

新市は、多様な農業と高い技術集積を誇る製造業、高原や温泉を生かした観光などの産業がバランスよく形成されており、上信越自動車道や北陸新幹線などの高速交通網による交流圏の一層の拡大や産学官の連携の強化により、今後、さらに発展が期待される地域です。

また、今後の地方自治は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が中核的な役割を担い、自己決定・自己責任の原則のもと、より自律的な行政運営が求められています。

こうした中で、新市においては、合併を大きな契機として、地域資源や地理的条件等を有効に活用しながら特色あるまちづくりを進めるとともに、住民参画を一層促進し、住民自治の充実を図ることが期待されています。

長野県は、「コモンズ※からはじまる、信州ルネッサンス革命」の理念に基づき、「豊かな社会」の実現に向けて新市と十分に連携しながら、『日本のまん中^{なか} 人がまん中^{なか} 生活快適都市』づくりに向けた新市の取組を積極的に支援します。

2 新市における長野県事業

(1) 産業の振興

- ア. 技術革新による地域産業の高度化と産業創出、各地域の観光資源を活用した誘客の促進を支援し、地域産業の活性化及び雇用の創出を図ります。また、新市が取り組む中小企業、NPO、創業者等が行う健康・福祉、環境及び教育分野や地域資源を活用した新事業で地域経済の活性化、雇用の創出が見込める事業に対し、必要な資金を助成します。
- イ. 地域の基幹産業のひとつである農業の生産振興や経営の安定を図るとともに、国土保全や伝統文化の継承など農業・農村の持つ多面的機能を維持し、地域の活性化を図るため、水路や農道などの農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備に取り組みます。
- ウ. 森林は、木材をはじめとした林産物の供給、水源のかん養、国土や自然環境・生活環境の保全、二酸化炭素の吸収を通じた地球温暖化の防止、保健・文化・教育の場としての利用など多面的な機能を持っており、これらの機能が持続的に発揮されるよう、森林を健全な状態で維持していくため、住民の理解と主体的な参加のもとで、適切な森林の整備に取り組みます。

(2) 環境保全の推進

新市が行う環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を形成するための取組を支援するとともに、事業所指導や環境測定などを通じ、地域における良好な生活環境の保全を図ります。

■ (3) 景観の育成

地域の歴史や文化、自然環境といったそれぞれの地域が持つ個性豊かな景観の保全、修復、創造を進めていくため、地域住民の主体的な取組について支援します。

■ (4) 地域交通基盤の整備

新市の一体化及び均衡ある発展を支援し、地域内外の円滑な交流を促進する観点から、国道・県道の計画的な整備に取り組むとともに、鉄道やバスなど生活を支える公共交通機関の充実にも取り組みます。

■ (5) 防災対策の推進

水害・土砂災害などを未然に防止するため、河川改修や急傾斜地における崩壊対策、砂防事業、道路災害防除事業などの必要な防災対策に取り組みます。また、危険箇所の周知及び土砂災害警戒情報の提供などにも取り組みます。

■ (6) 福祉施策の充実

福祉サービスは、愛情、信頼といった人間の絆にもとづいて行われることが大切であり、それぞれの身近な地域ごとに人間の絆により支えあうシステム、すなわち「コモンズ」の観点を重視し、地域ケアの拠点となる宅幼老所や、障害者が地域で自律して生活するためのグループホーム（注1）など、高齢者や障害者が地域で安心して生活できるための在宅福祉の充実に向け支援を行うとともに、少子化対策や子育て環境の整備に対しても必要な支援を行います。

■ (7) 保健・医療施策の充実

新市や関係団体が行う健康づくりなどの保健活動に対する技術的支援を通して、地域住民の健康増進を図ります。また、精神障害者の社会復帰施設などの整備や運営、さらに、第2次救急医療体制（注2）の確保を図るための病院群輪番制（注3）参加病院に対しての財政的支援を引き続き行います。

※ 「コモンズ」

ある特定の人々が集まって協働的な作業として、地域の特性に応じて、持続可能なかたちで地域の資源を生み出し、育み、管理、維持するための仕組み

（注1）「グループホーム」

障害者などが援助を受けながら共同生活を営む施設。特に、少人数の知的障害者や精神障害者が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設をいう。

（注2）「第2次救急医療体制」

手術や入院が必要な重症救急患者に24時間体制で対応できる体制のこと。上小地域では病院群輪番制によって体制を確保している。

（注3）「病院群輪番制」

緊急の手術、入院を要する緊急患者の治療にあたる複数の病院が輪番により、交替で休日、夜間の診療にあたる制度。

VI 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、財政事情、行財政運営の効率化、事業の効果や効率性、施設の維持管理経費や管理方法について十分に議論し、情報を住民に公開してその意向を踏まえた総合的な判断のうえ、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展に資するよう適正な配置と整備に努めます。

特に、新たな公共的施設の整備に当たっては、既存の公共的施設の有効利用等についてまず検討したうえで、既存施設では十分な機能が期待できない場合に整備することとします。

また、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう考慮し、地域間のバランスや機能分担にも配慮します。

VII 財政計画

新市における当初の財政計画は、平成17年度から平成27年度までの11か年について、新市の普通会計の歳入・歳出の項目ごとに、合併による歳出削減効果、国・県による財政支援措置、新市建設計画を実行するための経費などを計上して算定しています。

平成31年3月の変更に当たっては、平成17年度から平成29年度までについては決算額に置き換え、平成30年度以降については基本的に当初計画の策定条件を踏襲した財政計画としています。

なお、本計画は現在想定できる地方財政制度などを基本にしながらか算定したものであり、今後の経済状況、地方財政制度の改革などにより、取り巻く環境が変化する可能性があります。よって、新市においては、堅実な財政運営を基調とした予算編成を行いながら対応していきます。

1 歳入

(1) 地方税 市町村民税(個人、法人)、固定資産税などの税収入

過去の実績などに、人口の推移、経済成長率、今後予定される税制改正などを加味して算定しています。

(2) 地方交付税・臨時財政対策債 市町村の行財政需要や税収入の状況を踏まえ、国から交付される交付金及び臨時財政対策債

合併に伴う算定の特例(合併算定替)に、国による財政支援措置、人口の推移などの要素を加味して算定しています。

(3) 国庫支出金・県支出金 国・県からの補助金など

過去の実績などに、国・県による財政支援措置を加味して算定しています。

(4) 地方債 市町村が建設事業を行う際の借入金など

新市建設計画などの実行に必要な合併特例債や通常地方債などを算定しています。

(5) その他

過去の実績などにより算定しています。

2 歳 出

(1) 人件費 一般職の職員、特別職、議員などの給与、報酬など

計画的な採用による職員数の増減や退職者の動向を見込んで算定しています。

(2) 扶助費 福祉関係の給付費など

過去の実績などに、高齢者人口の推移などを加味して算定しています。

(3) 公債費 地方債の返済金

借入済みの地方債に係る償還額に、合併後の新市建設計画事業などの実行のために発行する地方債などの償還額を加算して算定しています。

(4) 繰出金・補助費等 企業会計や国保、介護保険の負担分、各種補助金など

介護保険事業特別会計、下水道事業会計などの収支見通しや過去の実績などに、合併による経費の削減効果を加味して算定しています。

(5) 普通建設事業費 道路や学校などの施設の建設や改良に係る事業費

新市建設計画に基づく事業などを見込んで算定しています。

(6) その他

過去の実績などに、合併による経費の削減効果を加味して算定しています。

3 財政計画

(1) 歳 入

(単位：億円)

科 目	2005(平成17) ～ 2010(22)年度	2011(平成23) ～ 2015(27)年度	2016(平成28) ～ 2020年度	2021 ～ 2025年度	合 計
市 町 村 税	1,307	1,055	1,066	1,032	4,460
地方交付税・臨時財政対策債	943	933	842	800	3,518
うち臨時財政対策債	124	157	111	80	472
国 県 支 出 金	497	545	551	572	2,165
地 方 債	215	220	189	156	780
そ の 他	866	737	760	795	3,518
合 計	3,828	3,490	3,408	3,355	14,081

(注) その他…地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入

(2) 歳 出

(単位：億円)

科 目	2005(平成17) ～ 2010(22)年度	2011(平成23) ～ 2015(27)年度	2016(平成28) ～ 2020年度	2021 ～ 2025年度	合 計
人 件 費	597	478	497	488	2,060
扶 助 費	440	557	620	668	2,285
公 債 費	545	409	375	324	1,653
繰 出 金 ・ 補 助 費 等	875	727	798	805	3,205
普 通 建 設 事 業 費	492	499	349	329	1,669
そ の 他	879	820	769	741	3,209
合 計	3,828	3,490	3,408	3,355	14,081

(注) その他…物件費、維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金

資料編

◆資料1

上田市・丸子町・真田町・武石村合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 上田市、丸子町、真田町及び武石村（以下「関係市町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、上田市・丸子町・真田町・武石村合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条に規定する市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町村の合併に関し必要な事項

2 協議会は、前項各号に掲げる事務を行うに当たっては、上田市・丸子町・真田町・武石村任意合併協議会における協議経過及び協議結果を最大限尊重するものとする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、上田市大字芳田1817番地2に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、関係市町村の長が協議し、第8条第1項の規定により委員となるべき者のうちからこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちから、あらかじめ会長が指名した者が会長の職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(監 事)

第7条 協議会に監事2人を置き、次条第1項の規定により委員となるべき者のうちから、会長が協議会の会議（以下「会議」という。）に諮り、これを選任する。

- 2 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。
- 3 監事は、非常勤とする。

(委 員)

第8条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 関係市町村の長
 - (2) 関係市町村の助役、収入役又は教育長のうちから関係市町村の長が指名する者各1人
 - (3) 関係市町村の議会の議長
 - (4) 関係市町村の議会が選出する議員各2人
 - (5) 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者8人
- 2 委員は、非常勤とする。

(会 議)

第9条 会議は、会長が招集する。

- 2 委員の4分の1以上の者から会議に付すべき事項を示して招集の請求があったときは、会長は、会議を招集するものとする。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(委員以外の者の出席)

第11条 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

- 2 会長は、必要に応じて関係市町村の関係職員を出席させ、説明を求めることができる。

(小委員会)

第12条 協議会に、協議会の事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第13条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 第3条第1項各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。
- 3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、関係市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経 費)

第15条 協議会に要する経費は、関係市町村が協議して負担する。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償等)

第17条 会議に出席する者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

- 2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長の属する市町村の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

◆資料2

上田市・丸子町・真田町・武石村合併協議会委員等名簿

平成16年6月～平成17年2月まで
(敬称略)

■ 委 員 (規約第8条第1項)

区 分	氏 名	役 職 名
1 号 委 員 (市町村長)	母 袋 創 一	上田市長
	堀 内 憲 明	丸子町長
	箱 山 好 猷	真田町長
	下 村 聖	武石村長
2 号 委 員 (長の指名する者)	田 口 邦 勝	上田市助役
	小山田 秀 士	丸子町助役
	柄 沢 衛	真田町助役
	小 山 守	武石村助役
3 号 委 員 (市町村議会議長)	宮 下 昭 夫	上田市議会 議長
	片 桐 久	丸子町議会 議長
	三 井 博 文	真田町議会 議長 (*平成16年10月28日から)
	佐 藤 公 至	前真田町議会 議長 (*平成16年10月27日まで)
	木 下 憲 治	武石村議会 議長
4 号 委 員 (市町村議会選出議員)	土 屋 陽 一	上田市議会 副議長
	茅 野 光 昭	上田市議会 合併研究特別委員会委員長
	滝 沢 清 茂	丸子町議会 4市町村合併対策特別委員会委員長
	下 村 栄	丸子町議会 4市町村合併対策特別委員会副委員長
	宮 崎 正 三	真田町議会議員 (前真田町議会 副議長)
	坂 口 良 平	真田町議会 副議長 (前真田町議会 市町村合併対策特別委員長)
	清 住 章 雄	武石村議会 総務文教常任委員長
	清 住 隆 幸	武石村議会 社会常任委員長
5 号 委 員 (学識経験者)	林 貞 夫	元任意合併協議会委員 (上田市自治会連合会会長 上田市)
	松 田 幸 子	元任意合併協議会委員 (上田女子短期大学学長 上田市)
	久 田 元 志	元任意合併協議会委員 (丸子町区長会会長 丸子町)
	加 藤 好 男	元任意合併協議会委員 (丸子町監査委員 丸子町)
	山 口 和 衛	元任意合併協議会委員 (真田町前区長会副会長 真田町)
	常 田 軍 三	元任意合併協議会委員 (前上田商工会議所専務理事 真田町)
	小 山 洋 江	元任意合併協議会委員 (前武石コミュニケーション21代表 武石村)
	桜 井 敏 昭	元任意合併協議会委員 (信州上小森林組合代表監事 武石村)

■ オブザーバー (規約第11条第1項)

オブザーバー	井 本 久 夫	長野県上小地方事務所長
--------	---------	-------------

■ 役 員 (規約第6条第1項、第7条第1項)

会 長	母 袋 創 一	監 事	加 藤 好 男
副 会 長	堀 内 憲 明	監 事	宮 崎 正 三
副 会 長	箱 山 好 猷		
副 会 長	下 村 聖		

◆資料3

上田市・丸子町・真田町・武石村合併協議に係る主な経過

年月日	主 な 経 過
H 14.8.19	上田市・丸子町・真田町3市町が広域合併を目指す合同記者会見を開催
H 14.8.20	3市町合併懇談会を開催、話し合いがスタート
H 14.8~9	3市町による近隣町村への参加呼びかけ
H 14.9.9	武石村が3市町への話し合いに加わることを表明
H 14.9.24	上田市・丸子町・真田町・武石村任意合併協議会設立準備会（3回開催）
H 14.12.24	上田市・丸子町・真田町・武石村任意合併協議会を設置（委員28名 15回開催）
H 15.1.15	県の合併重点支援地域に指定
H 15.1.30	事務事業等一元化協議を開始
H 15.2.19	新市将来構想策定委員会を設置（委員38名で7/19まで11回開催）
H 15.2.21	新市名称候補選定小委員会を設置（委員12名で7/14まで5回開催）
H 15.6.1	新市名称候補募集（6/30まで）
H 15.6.23	武石村 住民意向調査実施（15歳以上全住民対象：合併必要62.9%、必要ない23.6%、わからない13.4%。合併必要のうち、上田市・丸子町・真田町・武石村での合併45.0%、長門町・武石村・和田村での合併43.5%、その他11.4%）
H 15.8.11	新市将来構想、新市名称候補3点を決定（第11回任意合併協議会）
H 15.8.25	事務事業等一元化協議終了（協議項目数 基本項目21 事務事業227）
H 15.8~10	4市町村で住民懇談会（119会場 参加者3,211人）
H 15.9.17	上田市で合併を考える市民の集いを開催（参加者630人）
H 15.9.26	丸子町 住民意向調査実施（18歳以上全住民：丸子町・上田市・真田町・武石村との合併が39.2%、丸子町・長門町・武石村・和田村との合併が33.3%、合併しない17.1%、わからない10.4%）
H 15.10.22	真田町 住民意向調査実施（18歳以上全住民：合併は必要である39.7%、合併は必要でない44.3%、どちらともいえない16.0%）
H 15.10.24	真田町 住民から直接請求された住民投票条例案、議会で否決（賛成7、反対8）
H 15.11.7	上田市 住民意向調査実施（20歳以上住民6,000人無作為抽出：賛成・どちらかといえば賛成 66.0%、反対・どちらかといえば反対18.0%、どちらともいえない16.0%）
H 16.2	「市町村合併と自立を考えるリレーシンポジウム」開催（武石村・丸子町・真田町）
H 16.3.25	市町村合併シンポジウム「新たな地域づくりをはじめよう！－4市町村長が語る地域の未来図－」開催（上田市）
H 16.3.31	真田町 住民意向調査実施（18歳以上全住民：合併は賛成46.1%、合併は反対44.8%、議会の決定にゆだねる9.1%）
H 16.4.27	各市町村議会へ法定協設置議案の提案を確認（第15回任意合併協議会）
H 16.5.7	上田市議会が協議会設置議案を可決（賛成24反対4）
H 16.5.11	丸子町議会が協議会設置議案を可決（賛成10反対8）
	真田町議会が協議会設置議案を可決（賛成12反対3）
H 16.6.1	武石村議会が協議会設置議案を可決（賛成10反対3）
H 16.6.3	上田市・丸子町・真田町・武石村合併協議会設置協議書調印式
H 16.6.17	4市町村で合併協議会設置の告示
	県知事へ届け出
	上田市・丸子町・真田町・武石村合併協議会を設置

年月日	主な経過
H 16.6.17	第1回協議会開催 監事選任、諸規程等承認
H 16.7.5	真田町 2度目の直接請求による住民投票条例案、議会で否決（賛成2、反対13）
	第2回協議会開催 合併の方式、事務所の位置等を確認
	第1回議員の定数及び任期等検討小委員会開催（委員12名 7回開催）
	第1回地域自治センター検討小委員会開催（委員12名 8回開催）
H 16.7.26	第3回協議会開催 4市町村合併しない場合の財政推計、新市建設計画骨子案を報告
H 16.8.5	第4回協議会開催 地方税の取扱い（その1）、条例・規約の取扱い、公共的団体等の取扱い、慣行の取扱い等を確認
H 16.8.24	第5回協議会開催 補助金・交付金の取扱い等を確認
H 16.9.5	第6回協議会開催 公社・事業団等の取扱い等を確認
H 16.9~10	合併に係る4市町村住民公聴会開催（5会場 参加者970人）
H 16.9.24	第7回協議会開催 商工労政関係事業の取扱い等を確認
H 16.10.7	第8回協議会開催 消防団・消防施設関係事務の取扱い等を確認
H 16.10~11	上田市 合併住民懇談会開催（7会場 参加者477人）
H 16.10.22	地方自治法第81条に基づく真田町長の解職請求がなされる
H 16.10.30	第9回協議会開催 使用料・手数料の取扱い等を確認
H 16.11.2	新市建設計画について県と事前協議
H 16.11.12	第10回協議会開催 地方税の取扱い（その2）等を確認
H 16.11.25	第11回協議会開催 町名・字名の取扱い、自治会・区の取扱い、広域連合・一部事務組合の取扱い等を確認
H 16.12.5	真田町長解職住民投票実施（解職反対52.2% 解職賛成47.8%）
H 16.12.11	第12回協議会開催 新市の名称、財産の取扱い、新市の議会の議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、一般職の職員の身分の取扱い、地域自治センターの取扱い、新市建設計画、特別職の身分の取扱い、機構及び組織の取扱い、財産区の取扱い等を確認
H 16.12.16	新市建設計画の協議を県知事へ依頼
H 16.12.24	第13回協議会開催 合併の期日等を確認し合併協定書項目協議終了
H 16.12.28	新市建設計画の協議の結果、県知事から差し支えない旨の回答（新市建設計画の確定）
H 17.1~2	3町村で住民説明会（80会場 参加者2,462人）
H 17.2.6	丸子町 住民投票（上田市域の合併賛成42.5%、依田窪地域の合併賛成39.3%、合併しない18.3%）
	真田町 住民投票（上田市域の合併は必要59.6%、合併は不必要40.4%）
H 17.2.13	武石村 住民投票（上田市域の合併賛成56.7%、合併に反対43.3%）
H 17.2.18	第14回協議会開催 合併関連議案等の確認
	合併協定調印式
H 17.3.3	丸子町議会が合併関連議案を可決
H 17.3.4	武石村議会が合併関連議案を可決
H 17.3.9	真田町議会が合併関連議案を可決
	上田市議会が合併関連議案を可決
H 17.3.24	県知事へ合併の申請

◆資料4

用語解説

頁	用語	解説
42	ISO	International Standardization Organizationの略で、企業や団体の環境管理・監査制度などを認証するための国際規格を定めている国際標準化機構。
37	IT	Information Technology の略。情報通信分野を広くとらえて用いられる言葉であり、コンピュータその他のインターネットを支える機器類やソフトウェア技術などのこと。
17	NPO	Non Profit Organizationの略で、継続的・自発的に社会活動を行う、営利を目的としない民間の活動団体。
25	Uターン、Iターン	Uターンは生まれ育った地域から進学や就職などによりいったん地域外に出て生活をして再び地域に戻ることに。Iターンは出身地にかかわらず、住みたい地域に移り住むこと。なお、ここでいうIターンは地域外から優秀な人材を地域に呼び込もうということ。
52	アップウィズピープル	世界各都市をホームステイしながら、地域でボランティア活動、文化交流活動を行っている国際教育団体のこと。
42	エコアクション	事務所や家庭での自主的な省エネ・省資源行動を促進する、環境活動に対する簡易的な取組。
39	エコカー	自然環境に悪影響を与える物質を減らす目的で開発された自動車。
39	エコミュージアム	ある一定地域の多様な自然環境とそこにおいて成立した有形・無形の文化遺産等を対象にする、環境と人間の関わりを探る博物館。
46	ガイドヘルパー	視覚障害者や全身性障害者が、通院または公的機関などを利用する外出の際に付き添いをする人。
24	グリーンツーリズム	都市生活者が農村で滞在型の余暇を過ごす旅行形態のこと。
57	グループホーム	障害者などが援助を受けながら共同生活を営む施設。特に、少人数の知的障害者や精神障害者が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設をいう。
8	コミュニティ	住民が共同体の意識を持って生活を営む一定の地域、あるいはその人々の集団。地域社会、共同体。
36	コミュニティビジネス	地域の人々が、地域にある資源を活用して行う小規模なビジネスのことで、環境・福祉・教育など幅広い分野でまちづくりと連携しながら、利益の追求に加え地域課題の解決を目指していく事業。
57	コモンズ	ある特定の人々が集まって協働的な作業として、地域の特性に応じて、持続可能なかたちで地域の資源を生み出し、育み、管理、維持するための仕組み。
24	コンベンション	各種の大会や会議のこと。上田には「上田コンベンション協会」があり、コンベンションの主権者に対し、会場の紹介など各種の支援を行ってきた。
53	サニアパーク	菅平高原にある総合運動公園施設。芝グラウンド5面、陸上競技場1面、マレットゴルフ場など充実した設備がある。
28	デマンドバス	利用者の要望に応じて、運行ルート・時間・乗車場などを対応させる仕組のバス。
21	トレッキング	高山の山麓（さんろく）を徒歩で旅行すること。山歩き。

頁	用語	解説
26	ナノテクノロジー	10億分の1メートルの領域で進められるものづくり。ITなど様々な産業分野と融合することで、新しい素材や技術が誕生することが期待されている。
30	バイオマス	動植物から生まれた再生可能な有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの。家畜排せつ物や生ごみ、生活廃水汚泥、森林の間伐材などを堆肥やエネルギーに変えて再利用する。
21	バリアフリー	建物内の段差など日常生活にとって障壁となるものを取り除き、生活をしやすいすること。
28	パークアンドライド	中心部の交通混雑を緩和するために、自動車を都市郊外の駐車場に止めて鉄道・バスなどに乗り換えて中心部に入る方式。
24	フィルムコミッション	映画、テレビドラマ、CMなどの撮影を誘致し、実際の撮影を円滑にするための非営利公的機関のこと。
37	マルチメディア	デジタル化された映像・文字・音声などの記録を組み合わせる総合的な媒体。
44	リハビリテーション	事故や病気などで後遺症が残った人に対して、身体面や心理面の能力を最大限に回復させるために行う訓練や療法。
16	ワンストップ・サービス	1ヶ所で、業種や管轄の異なった複数のサービス利用や手続きなどが行えることを指す。
39	環境保全型農業	生産性との関連に配慮しながら、化学肥料などによる環境負荷を軽減した土づくりを目指す持続的な農業。
59	三位一体の改革	小泉内閣による構造改革の一つ。地方のことは地方が自ら決定するという地方分権の実現に向けて、歳入・歳出両面にわたって国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大するため、「国庫補助負担金の廃止・縮減等」、「地方交付税の改革」、「国から地方への税源移譲」の三つの地方行財政制度改革を同時一体として進める改革のこと。
46	児童センター	児童のための厚生施設で、児童が自由に遊び、話し合い、多くの仲間とふれ合うことができる場所。
28	上小 ^{サンマル} 30分交通圏構想	上小圏域のどこからでも各高速インターや新幹線上田駅へ30分以内で結ばれるように道路を整備する構想。
29	新エネルギー	環境に優しい太陽光発電や風力発電など、技術的に実用化段階に達しつつあるが経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの。
55	森林レクリエーション	キャンプや森林浴など森林を利用したレクリエーションのこと。レクリエーションとは、仕事や勉強などの疲れを癒し、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽のこと。
21	総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現することを目的に設立する地域住民主導型のスポーツクラブの総称。
57	第2次救急医療体制	手術や入院が必要な重症救急患者に24時間体制で対応できる体制のこと。上小地域では病院群輪番制によって体制を確保している。
9	宝物	ここでは、地域内にある施設や伝統行事といった目に見えるものだけでなく、温かい人情やふれあいの心といった、暮らしの中で住民一人ひとりが、その大小を問わず大切にしたいと思うものすべてを総称した言葉のこと。

頁	用語	解説
54	地域イントラネット	インターネットと同じ通信方法を使い、特定の地域内の公共施設などのコンピュータを結んだネットワークのこと。
26	知的クラスター創成支援事業	地域の大学や研究機関の知的連携により、国際的競争力のある新産業や新技術を創出するシステムのこと。一つひとつの小さな連携がぶどうの房の様に大きなかたまりに育つ（クラスター）という意味が込められている。
57	病院群輪番制	緊急の手術、入院を要する緊急患者の治療にあたる複数の病院が輪番により、交替で休日、夜間の診療にあたる制度。